

令和6年第2回天城町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

大吉皓一郎 議員

久田 高志 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松山小百合君	2番	平岡寛次君
3番	島和也君	4番	喜入伊佐男君
5番	吉村元光君	6番	奥好生君
7番	昇健児君	8番	大吉皓一郎君
9番	久田高志君	10番	柏木辰二君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	上岡義茂君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山田悦和君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長	袴清次郎君	教委総務課長	和田智磯君
総務課長	福健吉郎君	社会教育課長	中秀樹君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碓本順一君
企画財政課長	森田博二君	農地整備課長	柚木洋佐君
くらしと税務課長	高芳征君	建設課長	宮山浩君
長寿子育て課長	廣田泰望君	農業委員会事務局長	芝健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	西松清仁君
商工水産観光課長	梅岡拓司君	会計課長	関田進君

△ 開議 午前10時00分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日午前の定例会において、欠席届が選挙管理委員会書記長、里山浩一君より提出され、これを受理しましたので報告いたします。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第1、一般質問を行います。

議席番号8番、大吉皓一郎君の一般質問を許します。

○8番（大吉 皓一郎議員）

きゅうがめーら。海のほうでコスモスの咲き誇るきれいに舗装された道路を降りていくと、アダンの下をきれいに刈り込んだ展望デッキで、双眼鏡で遠くを望んだり、いろんな形をした岩があり、久しぶりに心が洗われたムシロ瀬でした。

それでは、通告しました一般質問を行います。

1 項目め、創生天城について。

1 点目、自衛隊誘致活動の現況について。

2 項目め、環境問題について。

1 点目、観光地への案内板の設置と環境整備について。

3 項目め、建設行政について。

1 点目、平土野港泊地浚渫工事について。

2 点目、平土野港海岸（護岸・堤防）メンテナンス事業の内容及び期間並びに金額について。

4 項目め、1 点目、マリンレジャー中の事故対応について。

2 点目、B&G海洋センター内及び総合運動公園における施設の管理について。

3 点目、図書館の運営について。

4 点目、学校給食センターの事業（変更）後のスケジュールは計画どおり進んでいるか。

5 点目、「思いやりクリーン作戦」終了後の小・中の練習及び大会等の活動を10時以降に変更できないか。

以上、質問いたします。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、大吉議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、創生天城について、その1、自衛隊誘致活動の現況についてということでございます。

お答えいたします。

自衛隊誘致活動につきましては、3月定例会におきまして、徳之島における自衛隊施設整備に関する意見書が議会で採択、そしてまた、防衛大臣に提出されたことを踏まえ、4月には森山裕衆議院議員を3町長で訪問し、そのことをお伝えし、自衛隊誘致への協力をお願いしたところであります。

また、5月22日には、議員の皆様で組織する天城町議会自衛隊誘致議員連盟の要請活動に同行し、衆議院議員、森山裕自民党総務会長はじめ、鬼木誠防衛副大臣に要望書を提出したところであります。

実り多い今回の要請活動であったと考えております。

天城町自衛隊誘致協議会とも連携し、防衛省、また、徳之島を所管する各自衛隊等への要望活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

2項目め、環境問題について、その1、観光地への案内板の設置と環境整備についてということでございます。

お答えいたします。

観光地への案内につきましては、特に主要道路から離れた観光地などは、その経路に案内板を設置しております。

また、町内の様々な情報が掲載されております、天城町おもてなしガイドマップを作成して、空港の観光案内所や役場本課に掲出し、観光地までの経路をご案内できるよう対応しているところでございます。

しかしながら、観光地への案内板につきましては、まだまだ不十分であると認識しております。計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、観光地や保有施設の環境整備につきましては、定期的に除草作業などを含めて、その整備を行っているところでございます。

3項目め、建設行政について、その1、平土野港泊地浚渫事業についてということでございます。

お答えいたします。

鹿児島県によりますと、平土野港改修統合補助事業の一環として、ご質問の船舶、泊地の浚渫を計画しております。浚渫の深さは約2m程度を考えているということですが、事業期間は、令和6年度から令和7年度にかけて、事業費は3千600万円程度とのことでございます。

建設行政について、その2、平土野港海岸（護岸・堤防）メンテナンス事業の内容及び期間、また、金額についてということでございます。

お答えいたします。

この件につきましては、昨日、奥議員にもお答えいたしました。

鹿児島県の事業でございますが、事業は、護岸109mの改良、また、堤防77mの改良。

内容は、面的な防護により、施設の機能回復と延命化ということでございます。

期間は、令和6年度から10年度までを予定しているということでございます。

事業費は、約2億1千万を考えているとのことでございます。

これまでもお答えいたしておりますけれども、町としましても、鹿児島県の事業推進には積極的に協力するとともに要望活動を続けてまいりたいと考えております。

4項目めの教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

以上、大吉議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育行政についての質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

皆さん、していむていうがめーら。おはようございます。

それでは、大吉議員のほうから教育行政について5点質問が出ておりますので、順次、お答えさせていただきます。

まず1点目、マリンレジャー中の事故対応についてでございます。

これは、与名間海浜公園B&G海洋センター艇庫についてのご質問としてお答えいたします。

B&G艇庫開館時、特にサップやカヤックなどのアクティビティ機材の貸出し時には、ライフジャケットの着用の徹底や利用者への講習を行うとともに、陸上及び海上での監視の徹底を行い、安全対策に努めているところでございます。

緊急時への対応策といたしましては、緊急時連絡網や緊急時対応マニュアルを作成し、艇庫に掲示し、常に対応できるようにしております。

また、B&G職員、短期雇用職員を含めた関係職員を対象とした救急法、心肺蘇生法、AED研修などを毎年実施しております。

B&G海洋センター艇庫ご利用の際の事故対応については、今後とも様々な場面

を想定し、改善を進めていく所存でございます。

2点目、B&G海洋センター及び総合運動公園における施設の管理についてでございます。

お答えいたします。

海洋センター及び総合運動公園施設の管理については、日頃から職員による安全点検確認を行っております。

公園内のトイレ清掃等については、シルバー人材センターに年間委託を行っており、シーズン中やイベント前には清掃の回数を増やすなどの対応を取っております。

また、環境整備につきましても、現在4名の短期雇用で計画的に行い、必要に応じて職員でも対応をしているところでございます。

公園内の遊具などの破損等は建設課と協議を行い、随時、対応しているところでございます。

今後も、海洋センター並びに総合運動公園を利用される方々が安全に利用しやすい施設管理を心がけてまいります。

続きまして、3点目、図書館の運営についてでございます。

お答えいたします。

町立図書館の運営につきましては、「ガジュマルのそばで家族のぬくもりを感じる図書館」のキャッチフレーズのもと、今年度新たな取り組みとして3歳児対象のセカンドブック及び就学児対象のサードブックを配付し、本に触れる大切さを伝えたり、季節ごとに開催している各種イベントのさらなる工夫改善を行ってまいります。

また、国語の教科書に載っている教材作品の作者の本をたくさん集めたコーナーを設けるなど特別展示コーナーの充実を図るなどして、今まで以上に子供たちや町民誰もが気軽に安心して利用できる図書館運営に努めてまいりたいと思っております。

4点目、学校給食センターの事業（変更）後のスケジュールは計画どおり進んでいるかのご質問でございます。

お答えいたします。

学校給食センターの事業スケジュールですが、今年度は地質調査、測量を含む実施設計の着手、令和7年度、令和8年度にかけて建設を計画しております。

一昨日、令和6年度新天城町立学校給食センター建築設計業務委託の入札を実施し、委託業者が決定したところでございます。

スケジュールについては、おおむね計画どおりに進んでいるところでございます。

5点目、「思いやりクリーン作戦」終了後の小・中の練習及び大会等の活動を

10時以降に変更できないかのご質問でございます。

お答えいたします。

現在、第3日曜日（家庭の日）の町施設及び学校体育施設の解放については、午前9時以降となっておりますが、思いやりクリーン作戦へのさらなる積極的な参加を促せるよう、各施設の解放時間及び小・中学校の部活動の活動時間帯の変更が可能かどうか、今後しっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○8番（大吉 皓一郎議員）

私たちは、町長の計らいと議長の自衛隊誘致に対する思いやりにがあって、議会議員全員で防衛省まで陳情に行ってきました。森山事務所やら。非常になかなか入れない防衛省の中まで行ったということは非常に感激しておるところでございますが。

そこで、今あちこちで自衛隊の誘致問題についてやっているわけですけど、私たち天城町は、この協議会は平成26年5月に立ち上げたんだと思います。

今、中国が台湾問題で非常に日本の近海を船で横切ったり、いろんなことをやっております、非常に危険を感じるところでございますが、そういったことに関して、私たち島国である奄美、ここ辺りはどういうふうに予防というんですかね、情報もあんまり入らないし、あっちこっち、そこ中国の船が通っておって、特に沖縄辺りは問題になっておりますが。そこ辺りのところはどうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

議員のおっしゃられます、そういった海外からの、何というんですかね、訓練というんですか、そういうのが実施されていることなどにつきましては、私も報道等で確認はしております。これについてどうと言われても、発言、答弁のほうには困ってしまうんですが、私どもといたしましては、今自衛隊誘致活動のほうに力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○8番（大吉 皓一郎議員）

この自衛隊誘致活動の設立が平成26年なんですけど、その間、私も何度か自衛隊を早く誘致したらどうかねという話をしてきました。そういう話で行政側が呼びかけまして、B&Gに宿舎を置いたりして訓練をしたり、大分天城に来ておりましたが、最近どうもほかのところに行っておるような感じがして、非常に今度また、陳情したので、今度また活発になっていくだろうとは考えておりますが。そこ辺り、やはり切り目なく誘致活動をしていくということが大事だと思うんですね。非常に、また自衛隊が来るとみんな安心するし、最近は音楽会もやったりして非常に好

感を持ちます。今までは私が質問すると、その夜には非常にクレームの電話が四、五件来ました。お前は戦争に賛成なのかと、自衛隊をどうして呼ぶのかとか、いろんなことを言われまして、それにも絶えず四、五回誘致の質問をしてきました。それが実って自衛隊の本省のほうまで行ったということは、これなかなか記念すべきことでないかなと思っております。

そこで、森山事務所でも温かい言葉を頂いたり、歓迎を受けたりしております。これ途中でやめると非常にまた徳之島もこれでいいのかという、思われるんですけど、毎回続けていくのかどうか、そこ辺り場内で検討したことがありますね。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

大吉議員が熱心に自衛隊誘致について取り組んでいただいているということについては、まずは感謝申し上げたいと思います。

また、もう自衛隊誘致協議会を結成して長い年月がたっております。なかなかある意味、遅々として進まないという思いもありますけれども、やはりしっかりと対応していただくということ。また、私が非常に今回の防衛副大臣との意見交換の中でちょっとびっくりしたのは、私たち今年の2月10日に瀬戸内町のほうから自衛隊OBの方の防災対策官という方をご案内して、防災講話を、自主防災活動をするにはどうすればいいかちゅうような内容で防災センターで講話をされ、講話をお願いしました。そして、その2週間後に私たちはまた訓練をしたわけでありましてけれども。そういう、何というんですかね、足元の小さな動きも自衛隊のほう为抓手と情報をつかんでいるということに対しては、今回、ある意味、驚きでありました。やはり私たちがこうやって地道な活動していくということがだんだん積み重なっていくものだというふうに改めて感じたところであります。

そういうことを含めまして、当然といえば当然のことなんですけれども、これからもしっかりといろんなポイントポイントを押さえながら、誘致活動については積極的にまた議会、そしてまた、自衛隊誘致協議会は民間の方々も入っておりますので、こういった方々と一緒になって誘致活動を進めていきたいというふうに思っております。

また、自衛隊の訓練については、いろんな総合的な観点からするわけでありまして、例えば、上陸訓練をすとかといった場合には、やはり天城町の海岸線の中では難しいですねみたいなどころがあって、隣の町の海岸線を使っているのかなとか、私なりには理解しております。

また、兼久のほうではパラシュートの降下訓練なども行われたりしておりますので、そういった多方面の選択というものを徳之島が今、自衛隊の中では考えられて

いるという理解をしながら、また、私たち天城町としてももっと主体的に動く、また、3町で動かないといけない場合はまた3町で動かないといけませんけれども、もっともっと令和6年度を含めてしっかりと主体的に、天城町としての主体的な活動を展開できればと私は考えております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

今、これからも主体的な活動を続けていくということで安心をしておりますが、ここ港が、いつも空いておる港があります。ほとんど空いって、巡視船が来たり、たまにしておりますね。天城というのは。前日も議会で聞いたんですけど。

こういったことも、ぜひ前も言ったように要請をしたり、また、事あるごとにB&G体育館を利用して、今空港がありますので空港の空いておる時間を利用するか、そういったことも提案をしたり、非常に今、何か舟艇みたいなのが入ってくる場所がみんななくて、ほかの町に行つとるような感じがします。

それと、これは別なんですけど、関連するんですけど、B&G体育館を自衛隊が使うことによって商工会の皆さんは非常に歓迎です。非常に品物が売れたり、いろんな食料品が売れたりとかしております。ここの港もほとんど空いておる状態がありますので、泊まれるんじゃないかと思えます。

また、大きく自衛隊が来るのであれば、向こう側の九電の前のほうのあそこは簡単に背があつてすごく深くなっておりますので、簡単に背を折れば港ができます。そういったことも考えながら、自衛隊誘致活動を続けていってほしいと思えます。

それと、もう1点、非常にいい情報がありまして、この議会の中に自衛隊のあれ、自衛隊の本部でしたかね。町長、名前を言ってもいいですかね。議長の親戚がおりまして、非常にこれからちょっと情報を教え、情報を分かるだけの情報は聞けるんじゃないかと思うんですけどね。話をしておけば。これは内緒ではないんですけど、聞けるだけの情報というんですかね、大島の高校で東大からその向こうに入ったということで非常にいい人材もおりますし、情報を得るためにも非常にいいと思えますので、ぜひしょっちゅう意見交換しながら、こういう訓練があるよとか、こういう練習があるよとかいうのも聞けると、聞けるやつは聞けると思えますが、そこ辺りも注視してもらえばありがたいと思っております。町長が答えます。町長、お願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私はいろんな中央要請ですとか、また、防衛省の方々がこちらのほうにお見えになることもあります。先日も九州防衛局の部長さんがこちらのほうに来て、いろん

な事務的なお話をさせていただきました。そこら辺を含めて、私は徳之島空港と平土野港は一体だよということを常にこちらからは発信して、これまでもやってきましたけれども、これからもやっていきたいと思っております。やはり空港で訓練をしますが、それにはいろんな訓練資材が必要ですが、これまでも平土野港を活用して、そこで訓練資材を上げたり、そういったことをしておりますので、徳之島空港と平土野港は一体的なものであるということだけは、私はこれからもしっかりと情報を発信していきたいなというふうに思っております。

ご案内のように天城町に非常に近いルーツを持っている方が防衛省の本省のほうの中にいらっしゃいます。それはまたいろんな情報ですので、なかなかそういったものが頂けるもの、頂けないものもあろうかと思っておりますけど、そういった方が防衛省の中核にいらっしゃるということについては、これからの活動の中で非常に心強く、今回の要請活動の中で感じたところでありました。可能な限り連携を取りながら、活動できればと思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

非常に今回の私たち議員の要請活動、また、町長、行政側も一緒になって行って、非常に私たちは勉強になったし、非常にお互い理解も深めたんじゃないかなと私は思っておるところでございます。

そういったことで今後も、先ほど町長が話されましたように、空港と港と一緒に陳情活動をしていくよう要請をしまして、私たち議員全体が言ったことも予算をつけてもらったことに対しましても感謝を申し上げ、またこれからも自衛隊誘致活動にやっていきたいと、質問もやっていきたいと考えております。

それでは、これはこの辺に置いて、次に行きます。

2番目に、観光地への案内板の設置と環境整備についてと書いてございますが、以前は犬の門蓋から高釣までが非常にきれいにもう刈り込んでありましたが、今度行くとパラシュート部隊が下りてきて、その後、ちょっとまたしてから行ってみたんですけど、もう道が狭くて、今度、トライアスロンもあるし、非常に両脇から草が生えて、何だこれはという思いをしますし、観光地へのめがね岩に下りていくところなどがもうアダンがかぶって、非常に怖いぐらいに足元が草が生えて、非常に怖いぐらいになっております。

そこ辺りとか、以前、上名道の森林公園、私たち平土野の老人会は、毎年花見のときはそこでやります。自分のところで。もう何度も下のほうでやったり上でやったり、見晴らせるように与名間に行く県道が、海が見晴らせるように切りましょと、十五、六年前にそういう話があって、みんな切って、すごく見晴しがよくなっています。ここもそういうことで話をしてあるんですけど、なかなか手が回らない

ようですが、そこ辺り考えられませんかでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

まず、犬の門蓋から高釣のコースに当たると思うんですが、ご指摘のとおり、今、両サイドから草が生い茂っている状況にあります。今月23日に第37回トライアスロンIN徳之島大会が開催されますが、来週から各天城町の建設業の有志の方々、そして商工会、観光関連の皆様方のボランティアのご協力を頂いて環境整備を進めることとなっております。

もう1つ、階段下については、犬の門蓋の階段のほうにつきましては定期的に除草作業を進めているところではあるんですけども、なかなか我々観光課のほうでは11の施設を網羅しながら作業を進めていまして、なかなか行き届かないところもあるんですが、ご質問のところにつきましては、我々のほうでまた注意しながら環境整備を進めていきたいと思っております。

上名道森林公園の箇所の整備については、ここも適正に整備は進めているんですけども、今おっしゃったところが、すみません、ちょっと私もまだ把握できていないところがあるので、いま一度、ちょっとご質問いただければと思います。すみません。

○8番（大吉 皓一郎議員）

それはまた、トライアスロンが終わってからでいいですかね。なるべくなら、忙しいからあれですけど。まず、観光地のね、案内板がなくて、平土野にある看板屋さんのある業者が南西糖業の入り口と橋のところ、こっち側と港側のところに2つ、犬の門蓋入り口とか書いてあるんですけど、ああいうふうに白くて、非常に見やすいような看板でいいんですけど。少しやはり大きめのほうがいいです。なぜつけたんですかという、自分の家でしょっちゅう、「犬の門蓋はどう行くんですか」と尋ねると。それを尋ねるよりも自分の家の前に貼っておこうということで、こういうふうに橋のところに2つの貼って。兼久も兼久から入って行って、この間、農地整備課がきれいにコンクリ舗装したところがあって、そこから通ると簡単に行けるんですけど、そういう案内板が必要ですね。犬の門蓋入り口と。また、県道へ抜ける入り口逆とか、そういったのがなくて非常に困られておる現状であります。これもそこからですかね。トライアスロンが終わってからも結構ですけど、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

今、非常に、その下のほうは草がかぶってハブの危険性もあるし、赤い階段みたいなところがあるんですけど、そこにかぶって非常に、何というんですかね、危ない。ハブは上のほうにおるし、夏は。先ほど話したように与名間は非常にアダンの下もき

れいに刈り取ってあります。非常に感激しましたけど、そこを見に行きまして。つい最近です。つい最近。だから、観光地、前もこの話をしたんですけど、また高釣のところは危険な場所もありますので、そこ辺りもちょっと一緒に行って話をしたいと思いますが、忙しいし、今、ちょっと来週、刈り込みをするというので、そこ辺りは刈り込みぐらいはしてもらえればありがたいと思っています。案内板の件について、また、これはトライアスロンが終わってからでも結構ですので、ぜひ話をしてみましようかと思っております。

次に、建設行政に行きます。

1点目、平土野港泊地浚渫事業について、中の泥の件だと思うんですけど、これ橋造ってから初めてですかね。何回か取っていますか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

これまでも浚渫は行ってきております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

私、ちょっと気づかなかったもので、その辺りですけどね。若いときにそこに造るよという話をしたから、そこはいっぱいになるからしょっちゅう取らんといかんよとなるから、そこは泥水が流れるところだよということで、徳之島にある徳之島事務所とちょっと意見交換したりしたこともあったんですけど、そのままになっておりました、何年か1回に取らないといけないという状態になつとるわけですね。今度、何とかやるという話を聞いておりますが、いつ頃やる予定でしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

今、平土野港の一部であります漁船を泊めてあります、泊地と呼ぶらしいんですが、船舶まりのこと。そこを以前から水深がないということで、干潮時には船が沖に出るのも厳しい、航路のほうも大分たまっております。泊地のほうも大分たまっているということで、県のほうが今年と来年予算をつけまして、3千600万円の予算で既に発注を終えておりました、天城町の業者が受注をしておりました、当初は物揚場のほうから重機で順番にかいていくという予定だったんですが、少し泊地の中で大分、全体的にたまっているということで、大島のほうから小型の船を、浚渫用の船を曳航してきまして、作業をするということで今、作業自体は止まっておりますが、既に発注は終わっております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

ちょっと私、こういう専門用語に慣れないもので、とまりちと読んでしまいました。非常に、大変これ失礼しました。はくちというんですね。ここも予算をつけたということは非常にありがたいことでありまして、若いときに、僕ぐらいの年齢の

子がおりまして、ここにこういうのを造るのよという話をしております、いや、そこはたまるんじゃないのという議論をしたんですけどね。とうとうそういうことになりまして、今造ってしまったらしようがないし、非常に取ってくれるということでもう予算もつけて発注してあるということで、またそこで任せてきれいになることを期待しております。作業のときはちょっと見に行きたいと思います。

次に、2点目、平土野港海岸、このメンテナンス事業の内容及び期間及び金額について、今ブロックがある、あそこを何とかする予定のようですけど、どういうことをするのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今堤防の波返しのすぐ浮き輪に消波ブロックが並べてあります。その消波ブロックに砂が堆積しております、その影響で波が強いときは道のほうまで波が上がってくるという状態で消波ブロックの意味をなしていないという今、状態です。県のほうによりますと、その消波ブロックを撤去しまして、先ほど町長がお答えしましたが、面的防護という、ちょっと難しい言葉ですが、いわゆる階段状の護岸を入れます。いわゆる与名間ビーチのような、ああいう階段状の護岸、防波堤の高さから順々に階段状に海のほうに下りていく、そういう面的防護で防波堤を守るという、守り、延命化を図るということで、これが約109mほど。今のいわゆるガソリンスタンドのほうから旧棧橋辺りぐらいまでがそういう面的防護、階段状の護岸を造ります。さらに、旧棧橋から河口、真瀬名川の河口ぐらいまで77m程度は今の防波堤の改修工事ですので、そこには階段状はならないんですが、そこは、また新たに今ある防波堤を改修して、延命化を図る工事をするということになっております。既に今年、調査と設計が入るんですが、発注はこれからということです。

○8番（大吉 皓一郎議員）

詳しい説明でよく分かりました。非常に心配するのは、今、護岸側のところを段階的に皆護岸にすると言うんですけど、そのテトラポットというんですかね、あれはまた向こうのほうに寄せるんですかね。それとも今のままでやるんですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

今堤防、防波堤に引っついていっている部分の消波ブロックは撤去です。もともと沖のほうに、沖といいますか、30m、40mぐらい先のほうに約100mぐらいの消波ブロックを並べてありますので、波のほうはそれで止めるということになります。

○8番（大吉 皓一郎議員）

専門家がそう言っているから大丈夫だと思うんですけど、消波ブロックのないときは波が来たら、神田、元の神田の受託運送店があったところから前田薬局のあの

辺まで波がばーと打ち寄せてきよったですね。だから、非常に、今は前のほうに消波ブロックがあるし大丈夫だと思うんですけど、非常にそこ、テトラポット、みんなあそこに寄せるわけですか。前のほうに。

○建設課長（宮山 浩君）

今ある堤防、防波堤に引っついていて消波ブロックはもうそのまま撤去です。寄せなくて撤去して、そこに護岸、階段状の護岸を造ります。その30mぐらい沖のほうにある100mぐらいの消波ブロックについては、撤去しなくてそのままそこに置いたままになります。

○8番（大吉 皓一郎議員）

プロが考えてやっているから、砂が上るとか波が上るとかいうことはないだろうかと思うんですけど、最近は大きな台風もないし、非常にそういう災害があつちこちで起きておるので非常に心配をするわけですが、それができなければ、また、階段でゆっくり海を眺めながらゆっくりできる場所もできるし、非常にいいことだと思いますので、また、その状況について、毎年ちょっといろんな情報を聞かせてもらいたいと思っておりますが。大変でしょうけど、県と協力して、十分に事故のないように作業を進めてもらいたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

今の議題になっている件につきまして、昨年ビーチバレー大会が行われまして、それが地元の新聞に大きく取り上げられました。そういったコピーなどを持って港湾空港課のほうに宮山課長と2人伺って、今の状況、そしてまた、船だまりの状況等もお話させていただいたところ、すぐ、その1週間後ぐらいだったでしょうかね、港湾空港課長ご本人が天城町に来られて、その現場をつぶさに見ていただいて、今の状況、今の宮山課長のお話のような今、ところにやって整備しましょうということになっています。

ただ、ここで私が非常に港湾空港課長にお話しているのは、あそこは今、私たち一般的には、護岸堤があつて、道路があつて、やっぱり道路の関係で仕事をするということではないということを鹿児島県がおっしゃっていただきました。これは、平土野港の整備の一環としてやるんだということでしたので、ここは非常に心強いと思ったところがあります。そのために、やはり平土野港の整備ということを私たちはもっと鹿児島県のほうにも強く、先ほどと同じような自衛隊との関係もありますけれども、この平土野港の整備の一環の事業ですよということを港湾空港課長がお話していただきましたので、そこについては、私たちこれから何回も何回もその話はしていきたい。そして、その平土野港の整備がここで終わったみたいな話がないような形、ないとは思いますが、そういったことがないように、しっかりと平土野港

の整備ということの中でこの事業を私は捉えていきたいというふうに考えているところであります。

これをきっかけに、これからもずっと、やはり、いわゆる私たちの今要望している本体といいますか、そこにもぜひ話が進んでいければという思いで今、鹿児島県ともお話をさせていただいております。

また、議会の皆さん方と一緒に、鹿児島県知事にもこれまで2回ほどお話をしたりしておりますので、この件については、また繰り返し要請活動などをしていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（大吉 皓一郎議員）

町長から、また続いて、工事に対する要望も聞かれましたので、安心しております。平土野のまちが安全で安心して、また、港を眺められる人たちが来ると、何か東天城の人に言わせると、非常に夕日が見えていいですねと、何かせんといかんという話をしています。非常に、また、客が平土野に、人が集まるような体制に持っていったらと考えてこういう質問もしているわけでございますので、みんなでいろんな知恵を出してイベントを考えたり、そういう事業、事業はもちろん我々、執行部や議員からの提案とか発想とかいろいろしながら、みんなで協力してやっていかなければならないと考えておりますので、その点はみんなで考えていこうではありませんか。

このことについて、課長、向こうの徳之島事務所の今度担当になった人も非常に積極的だということですので、ぜひ私もお会いしてみたいなと思っておりますけど、ぜひ意見を聞きながら、意見を交換しながら、ぜひいいのを造ってくれるようお願いをして、この質問を終わります。

次に、教育委員会にいきます。

私は、マリレジャー中の事故の対応についてということで出してありますが、これは、与名間の海水浴場の件です。

これ前回も議会を出してありますが、監視員がいないということです。はっきり言って。そこにBGの人はおるけど、BGの研修をしたりとか、そこでカヌーのこぎ方をやっているとか、そこで泳ぐ人たち、子供たちの監視する高台みたいな乗るところはあるんですけど、その監視する人が見えませんでした。何回か行きましたけど。いつかの議会でも言いましたけど、今回、これどういうふうにお考えでしょうか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先ほど教育長先生のほうからも答弁がございましたが、教育行政のマリンレジ

ヤー中の事故対応ということで、教育委員会社会教育課は、B&G海洋センター艇庫を与名間ビーチのほうに所有し、各マリンレジャーを楽しむ方々にいろんな機材等を提供させていただいております。

その監視員の件につきましても、何度かこの議場のほうでいろいろ討論がございましたが、社会教育課につきましてはB&G海洋センターの機材等を所有をしておりますので、その方々の監視等は行います。その監視をしながら、やはり一般の遊泳をする方々もいますので、そういった方々の目配り等はしていただけるように今までもしてはいましたが、今後も、またこれから夏休み等入って帰省する学生等の方々もいますので、そういった方々もやはり安心安全に与名間ビーチを、我々としては、課としては、艇庫を中心にマリンスポーツ、レジャーを提供できるような形で監視という点でもありますが、そういったところも提供できるようにしていきたいとは思っておりますが、やはり月曜日が艇庫、また、商工水産観光課で管理をしているレジャープールが休館日となっておりますので、月曜日の与名間ビーチにつきましては監視が行き届かないところがあるというのは事実です。

○8番（大吉 皓一郎議員）

課長、月曜日じゃなくても、私、前回の、いつかの去年も質問しましたよ。そこに行ってみてみたら、BGの方はそこでBGの研修会みたいなのをして、艇庫の船の練習をしております、あと、プールは故障しているから監視員がいないんだという話をされました。

大島郡で4つ、前も話したとおり、4つの監視員などがいる遊泳場所も4つと新聞に載っております。そのときの新聞。23年度に。その中に天城町与名間ビーチ、4ヶ所のみ、4ヶ所奄美大島では監視員がおると書いてありましたが、たまたま二度ほど連れていったんですけど、東京から来た人を。監視員はいないし、非常にこういう事故があるから、あそこに行くなよとか言って話したんですけど。潮が完全に引いたらあそこに岩が見えて、引いたら行っていいんですけどという話もしたんですけど、泳ぐ人に。やはり監視員がいないと非常に怖いという話をしております。今年あたりは何とか監視員、今からでも予算をつけるとか、代理を送るとか、BGから出すとか、そういうことはできないものでしょうか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

やはり私も以前、商工水産観光課長をしておりましたので、水泳、海難事故等が一番命に直結する重大な事柄だというのは認識しておりますので、また、与名間海浜公園についてもこれからの時期、帰省する方々、また、町内の方々、島民の方々が多く利用する海浜公園だという認識はしておりますので、今後もB&G海洋セン

ター艇庫を含め、社会教育課と、また、レジャープール、商工水産観光課とも連携をしながら出島のほうで監視ができるような体制を、職員等も機材等の講習会があったり、ライフジャケットの着用をしてくださいとかそういったこともしておりますので、できる限り海難事故を防止するような対策を取っていきながら、監視についても配置する人数等もちょっとこちらのほうでまた調整をして、やはり海難事故、もう命に直結する事故になりますので、対応できるところはしていきたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大吉議員。

○8番（大吉 皓一郎議員）

マリンレジャー中の事故、これは命に関わることですので、慎重に監視員を置いたり、また監視員にも指導したりして、目を離さないように高台に乗って監視をするように、また行政側ですけど、予算ももらったりして無理のないようなやり方をして、ぜひ事故のないようにしてもらいたいと思います。

大島郡で4ヶ所、前も言ったんですけど4ヶ所指定されておるといふ海水浴場だそうです。ですので、大事にしていきたいと思っておりますので、ひとつ安全で安心して、子供や大人が行けるようにしてもらいたいと思います。

それでは、次に行きます。

○議長（上岡 義茂議員）

大吉議員、いいですか。禰副町長が答弁があるそうです。

○副町長（禰 清次郎君）

休憩前の大吉議員のご質問に対して、執行部側2課の答弁が分かりにくかったようですので、私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

与名間海浜公園、天城町で唯一の町が管理する海浜公園でございます。条例でも定められておりまして、監視員を置くことができると定めております。

そのような中で、レジャープールにつきましては商工水産観光課が維持管理をし、監視員をシーズン中、置いております。これについても、シーズン前には徳之島地区消防の協力を経て、救難またAEDの訓練等も行うよう指示をしておりますし、

時間帯については、午前8時半から夕方の5時まで、レジャープールの監視だけでなく、目の前の海岸のほうにも目を配るように業務もしております。

また、社会教育課が管理します艇庫、ここを利用する方々の監視についても、B&Gのインストラクターまたは雇用した監視員のほうで、時間帯は同じく8時半から夕方の5時まで監視をしております。

海浜公園を整備するに当たって、艇庫の2階部分のデッキ部分、そしてレジャープール前の物見やぐら、出島、こういったところをしっかりと活用しながら、遠くまで監視をするように指示をいたしておりますし、議員からご指摘のあったように、やはり安心・安全にレジャーを楽しんでいただけるような体制を整えていかなければならないと感じております。

足りない点については、監視員の拡充でありますとか、強化をしていきたいと考えておりますし、以前、天城町において、ライフセービング協会の支部の立ち上げの準備をしておりました。これについても、再度またそういった方たちと協議をしながら、また力を借りながら、シーズン中の海の安全について徹底していきたいと考えております。

4月29日に海開きをして、ゴールデンウィークや夏休みの期間ということでご理解ください。また、夕方以降、海浜公園をご利用される皆様は、子供たちだけでなく保護者の方が同伴するなど、安全に配慮しながら海浜公園をご利用いただければとお願いをしたいと思いますし、また、海浜公園の中で維持管理についてお気づきの点がありましたら、商工水産観光課または社会教育課までご連絡いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○8番（大吉 皓一郎議員）

今の答弁を聞きまして、非常に細かいところまで配慮いただいて非常に安心しました。これからも、わっきゃが海水浴場ということで宣伝もしていける、大島郡で認定されたのが4つしかないところでもありますので、事故などが起きないようにしていけたらと私も考えていますので、ひとつみんなで頑張って、事故を起こさないようにしていこうではありませんか。

以上で、この問題は終わりたいと思います。

次、2点目、B&G海洋センター及び総合運動公園における施設の管理についてということですが、私もこの2月まで気づきませんでした。スポーツ少年団の大会がありまして見に行ったんですけど、観客がおりまして、非常にバックネットが破れているというのは気がついたので、あと、いろいろ社会教育課も来ておったんですけど、教育長も見えとったんですけど、あそこの点検とかはすると思うんですけど、何か感じておることはありませんでしたか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先ほど大吉議員のほうからもありました2月にスポ少の野球競技があり、社会体育ということで私のほうも一緒に参加をさせていただきました。やはり観客席、応援席というんですか、そのベンチの破損、ひび割れ等があったり、そういったのが見受けられまして、1塁側また3塁側のほうです。応援席の上、4段になっているんですけど、転落防止柵がちょっとぐらぐらしていたり、もう破損したりしているところがほぼ全域に広がっているような状態というのは、私のほうも確認しております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

課長、よく見えていますね。私、そのときは全く気づきませんでした。でも、この間ちょっと気になる場所があったもので、バックネット関係、1塁側と3塁側のバックネットのところの網は、あれはステンでもない、普通の鉄のやつですよ。あれがぐらぐらするもので、ちょっと触ってみたら、さびてほとんどもう役に立たないような状態でした。

そこは、雨があるけどよける、もう大人の例えばプロの人なんかも使ったりするとちょっと入ってくるし、非常にいいところ、観客が入ったので、ベンチが壊れているちゅうのはそのとき気づきませんでした。ついこの間、見に行ったらベンチがぐらぐら。その上の、今、話したネット、転落防止柵のネットです。あそこなどはそのときは全然気づきませんでした。破れとって、観客が入るので、非常に分からなかったです。子供たちは上に乗って、試合に出ない小っちゃな子供たちは動いとったんですけど、あそこは何か予算をつけて整備できないものでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今、大吉議員が言われている箇所につきましては、今年度と来年度、都市公園の事業を使いまして、観客スタンドの全面改修、後ろの転落防止フェンス、さらには、今、大吉議員が言われるバックネットの下に目隠し用の観客スタンドとグラウンドを目隠しするような1mぐらいのフェンスが1塁側と3塁側にあるんですけども、その両方、1塁側、3塁側のスタンド目隠しフェンス全て補助事業で、今、予算を組んで改修予定です。

今年度は7月に、まず1塁側を発注して、予算的に少し不足する分につきましては、R7、来年度までかかると思いますが、2ヶ年かけて1塁側も3塁側も全て補助事業で改修する、今、計画になっております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

さすが、よく見ておまして、私はこの間の大会のときは全然スタンド側は気づかなくて、あとベンチもぐらぐら、プラスチックのベンチ、あれもぐらぐらして、どうしてあそこに座っておったのかなという感じがしました。非常に危険です。また、今の状態で作業が進むまで、上のフェンスが破れておるところはロープを張るなり、いろんな対策をしながら工事をしてもらいたいと思います。

補助事業でできるというのは非常にいいことだと、今、感じておるところです。さすが目のつけどころがいいなと思って、今、見ておるところです。ぜひ早めの対応、対策をして、今年また来年と安全でプロの選手もそこに来て練習をしていたりしておるようですので、安全対策、また子供たちの安全対策をしっかりとしてもらえればありがたいと思っています。準備をしておるということで安心しました。ぜひ、これはひとつ何とか早めの対策をお願いいたします。

今、聞きましたので、バックネットの件はお任せしますので、早めの完成ができることを祈っております。

それと、運動公園についてです。

運動公園については、入り口が幾つも開いていますよね。そこをまだまだ中学生などは陸上競技のときはピンの長い土のやつを使います。まだあそこ用のじゃなくて。前回もこの質問をしたら、上から桑の葉が落ちてやっとなと。見てみるとそうでもないし、あそこを全部閉めて、本部席のほう1ヶ所から出入りできるような方法をして、今、駐車場のほうにこういうピンを使いましょうという看板が1つだけしかありません。だから、本部席の横のほうから車を止めて、そこからスパイクを持ってきて、そこで履いて陸上アンツーカー用のやつを使うような方法をすればどんなものでしょうかと考えるんですけどいかがでしょうか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

運動公園陸上競技場の件だと思いますが、やはりあそこは入り口が東側、西側とございます。今、議員がおっしゃっているとおり、入り口を1ヶ所にするによって、スパイクの使用関係の看板等、まだ枚数が足りないということでもありますので、それもまた予算の範囲内で、課としては注意喚起の意味も込めて表示をしていきたいと思っておりますし、やはりアンツーカーに沿ったスパイクの針の使用がないと、やはりちょっと破損等にもつながってきますので、そこはB&Gとして、また本課として、もう一回、入り口等にもいろんな注意喚起の看板設置、たまに自転車で乗り入れをするようなこともあるというふう以前伺っておりますので、出入口等の管理をちゃんとしていきたいと考えております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

ぜひそういう事例もあります。自転車もありますが、そこまで言うとは何かと思っ
て言えないんですけど、やっぱり1ヶ所にして、子供たちにはやっぱりこういう
アンツーカーのところはこういうスパイクを使うんだというのを教えるのも大事であ
りますので、ぜひそういうふうにしてもらえればありがたいです。

それと、もう1点は、今は修理もしてあります。大分大きいところは、非常に黒
くなっていますので、また町民大会やらで使ったり記録大会で使ったりしますので、
最近、作業する人が今までBGの人は3名しかいなかったんですけど、今、大分、
作業する人が2人もおるから、少しずつでいいですけど、ふかすので黒くなってい
るので非常に気になる場所でもありますので、そういうことにもぜひ作業すれば、
何かもう少し明るくなるんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

やはり今、議員がおっしゃっているとおり黒ずんでいるところもありますので、
やはりアンツーカーを今後も維持するためにも環境整備、そういった整備は必要だ
というふうに思っております。今後また町民体育祭等もありますので、それまでには
BG職員また本課の社会教育課の職員と一緒に、環境整備を進めていきたい
と思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

本当に仕事が多いんですけど、やっぱりああいう立派なものを持っているという
のは財産ですので、その財産を大事にして使っていくということも教えていかなけ
ればならないと思いますので、ぜひそういうふうに配慮をお願いしたいと思っ
ております。

今、言ったように清掃もやるということでもありますので、少しずつやっていけば
簡単にできると思いますので、そこあたり頑張ってもらいたいと思います。

次に、図書館の運営についてということを出してありますが、3点目、これは和
田課長が社会教育課長のときにも質問しております。

参考図書カウンター我真ん中のほうに持ってこられませんかというお話をした
ら、図書館整理のときにやりますという回答をしております。この議会です
ね。まだまだなかなかそこまでいかないんですけど、どうでしょうか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

やはり参考図書等の本の配置等、今、議員がおっしゃっているとおりまだできて
いない部分がございますので、これについても、令和6年度になっております。先

ほど教育長先生のほうからもございました各教材を作者の特別展示等も今から計画をしますので、その中で、今、おっしゃった件についても、また図書館のほうと協議をして、一回やってみるのも私としてはいいかなと思っております。また利用者の方の意見を聞いて、その後また対応していきたいと思っておりますので、一回またご教示いただきながら、こういった形の配列がいいのかというのをまた教えていただきながらでもありますが、図書館としても一緒になってやりながら、また利用者の意見を伺いたいと思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

私が教えるんじゃなくて、図書館法というのがありまして、そのときも議論したと思います。和田課長、図書館法ではゼロ記から始まってやっていきますよという話を大分この議会でもしておりますが、今、ゼロというのは参考図書、いろんなのを一番隅のほうに置いてありますよという話もしました。それはそのままなっております。それを私は資料ももらって決裁した人もここに書いてありますが、もらっておりますが、そこあたり、やっぱり図書館法に載ったやり方をしてもらいというふうに考えておりますが、和田課長、そのときどういうふうに回答したか覚えてますか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

以前の議会のほうで、この本の配置について議論があったかと思えます。私のほうといたしましては、一度やってみるということでお答えをその当時しております。

ただ、その後、私のほうもちょっと調べました。当時、社会教育課長時代ですが、奄美図書館と県立図書館のほうに本の表記について確認をしました。今は、図書館法のもので並べてはおりませんということで回答は頂いております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

そしたら、図書館の資格とか何も要らないわけですがね。図書館の決まりとかも。どこにでも何でも置けばいいという話になりますよ。そしたら、一般の人は探しにくいですよ。ちゃんとゼロ記になっていますから、いろんな辞典類、それを一番最初に持ってくる。それをやりますとあなたは答えておりましたよ。議会のものを見てください。

それとか、今、一番隅っこに置いてあります。子供たちは調べ学習というのをやります。盛んにやっていると教育長が言っておりました。いろんな調べる学習の本を並べるのは、目立つところに置くのがあれですが、今、課長、どんな本を置いておると思えますか、あそこに。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

和田教育委員会総務課長。

○教委総務課長（和田 智磯君）

先ほどの大吉議員のご質問にちょっと答弁の誤りがございましたので、訂正させていただきますと思います。

図書館の配本について、図書館法でゼロから決まっているわけなんですけれども、確認をいたしました。そこで私が答弁したのが、今はございませんという形で、全部ばらばらになっているかという受け取りになってしまったかと思います。

ルール上は、この図書館法というのがございます。ただ、地域によっては、住民の皆さんの使いやすい、これはもしかしたらここにあったほうが良いということで、その順番を変えているところがありますということでした。大変失礼いたしました。

○8番（大吉 皓一郎議員）

いろいろ法的にいろいろありますけど、ここの図書館は、司書がいなくなって十何年になります。これと別ですけど。私はこの間行きまして、大学と専門学校選びの本、こういう本を借りに行きました。2016年のしかありませんでした。これが、9年から10年度の本でした。今、高校生がおる中で、これ何年前かな、9年前ですね。この間やっと、私がずっと借りるもんだから、二、三日前に行って、やっと2024年度の本、これを入れてもらいました。各大学のものが、大学の紹介が載っている本です。これはもう完全に9年前、古い本です。これしかなかったんです。今度、私が二、三日前に行ったときにあったもんで、これを借りてきて、今、見とるところでございます。

それと、皆さんにも参考のためと思って、徳之島町から借りたんですけど、大学進学のため返さなくてよい奨学金ガイドとか、こういった最近よくはやっている、少しその病院で働けば返さなくていい学校とか、奨学金を借りる、借りない見極めガイドとかこういったのもあります。

以前は、高校生がこういう本をよく借りに来よったです。大学の図鑑とかです。今度、やっと9年ぶりにこれが新しく入りました。何度も何度も言うもんだなと思っておるところです。

そういったことで、やっぱり皆さんも理解してほしいと思うんですけど、高校も

あるし、島の子供たちはなかなか経済的にも恵まれないし、こういったのも必要なわけなんです。もう少しお金があれば、もっと中央の大学のほうに行けるんだけどなとか、もっといいところに入りたいなとかいうところもありますので、私は教育的なことで、こういったことを子供たちに見せてあげたいと思って、こういうのをしつこく言っているわけです。何度も何度もです。その点、しつこいようですけど、古い本じゃ駄目だということを言っているわけでございます。

次に行きます。

それと、今、図書館には、いいですか、議長。次に行つて。図書館には司書がいません。おったんですけど、病気で辞めて大分なります。10年以上になります。それで、頑張っていることは頑張っているんですけど、非常にこういうこともあるし、非常に寄付してもらった本がいっぱいあります。

カウンターの前のほうに、中さんのおばさんですか。おばさんの映画監督、何ちゅうんでしたかね。岡本さんという人がおつて本を寄贈しておりました。それとか、下橋さんとか、あと、稲村公望さんも本を寄贈しておりました。それを、こう今いい席に置いてありますが、それも紹介もついていないもんで、私はその人たちの紹介くらいはつけたらどうですかという話をしたんですけど、最近これぐらい本棚の横のほうについておるもんですから、そうじゃなくてももう30cmぐらいのものをつけて、小説のところ直したらどうですかと、大きく写真、顔写真と経歴を書いて直したら分かりやすいですよという話もしているところでございますが、そこあたり、少し意見の相違がありまして、なかなか取り組まないもんですから、何度も話をするわけでございます。議会のほうでも。

お許しを得たいと思いますけど、そうすると、こういう人が島にもおつたんだ、こんなに頑張っている人もおつたんだということも分かるし、子供たちが来ても、非常にそういうことも必要じゃないかと、私は今、そういうことは思っているわけでございます。

今、司書がないということをおききたいと思えます。もっとあるんですけど、これはこれで置きます。

次に、学校給食センターの事業、変更後のスケジュール計画は今どうなっていますか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

新給食センター建設のスケジュール関係ですけれども、当初2年の計画で立てておりました。まず、2年から3年になった理由ですけれども、能登半島地震の復旧に係る人材、資材の影響等がございまして、しっかり精査して、3ヶ年に持ってき

ました。そして、この3ヶ年のスケジュールですけれども、今、6月3日の日に実施設計のほうの入札が終わったところであります。今後、この入札の後、中で用地測量、地質調査等をしていきたいと思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

ここですね、契約をしてお金も支払ったら、すぐ登記を変更できるんだと思うんですけど、登記はまだまだなかなかしてなくて、お金のほうも早めに契約をしたんですけど、それがなかなか振込が遅かったりとかあります。

まず、登記を早くしないと、今、6年度の実際売ってあるのがその人たちにかかってくる、そういった現状であります。登記がしたらその課税を、もう土地は渡っておりますよ、教育委員会に。それを課税、ある個人にちゃんと来ておるということもありますので、そこあたり調査をして、速やかに登記をするようにしないと、面積が大きい人は課税されると大変な目に遭いますが、そこあたり話は聞いていないですが、登記はどうなっているか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

この登記につきましては、2月20日、これで奄美地方法務局のほうに、今、登記の手續をお願いしているところでございます。

税金のほうなんですけれども、譲渡所得上、課税の特例に適用する確認ということで、鹿児島税務署のほうに今お願いをしております、租税特別措置法第34条第2項第1号によりまして、土地を買われる方の全てのものが終わって、完了後2ヶ月以内に事前協議に係る事業の完了のお知らせを提出をお願いしますということで、そこで今止まっている状態です。

そして、お一方の分ですけれども、今、そのお一方の土地の関係の相続人関係で、東京家庭裁判所を通じまして、失踪の催告に係る届出の確認というのを今しております、これが4月22日に期限が終わっております。その後、官報というもので、今ずっと毎日インターネットを開いて調査しているんですけれども、失踪宣告というのが出てきて、宣告届からまた始まるんですけれども、今、ちょうどお伺いすると、東京の裁判所のほうとその方と、今、やり取りをしているということです。

○8番（大吉 皓一郎議員）

なるべくお金を支払ったらすぐ登記をするというふうなやり方をしないと、新年度になると元の人ところに課税が来ますので、そこあたり、再度もう一度確認をしてみてください。

これで終わりますけど、あと1点です。ぜひ、それ確認できますか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

この課税等に関することにつきましては、もう少し詳しく調べてみたいと思います。

○8番（大吉 皓一郎議員）

ぜひ調べて、土地は売った、課税は来た、これはその人にとっては大変な問題を、けんか腰になります、町民課と。

最後に、思いやりクリーン作戦の実施日ということで、教育委員会は、こういうのを今年、全家庭に入れました。非常にいいことだと思っております。私も家に1つ貼ってありますが、これ、第3日曜日の7時から1時間ぐらいというんですけど、なかなか最近是人が少なくて、出る人もあまり少なくなって、クリーン作戦後、なかなか終わらないんです。皆さんは、回っておってどう考えていますか。人の出具合、どう考えていますか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

第3日曜日、家庭の日ということで、教育委員会としては思いやりクリーン作戦をお願いしているところではありますが、やはり各集落によって、開始する時間帯が7時だったり8時だったりまちまちな状態になっていたり、また子供会等でも呼びかけをして、集落の方々と一緒になって子供会も一緒にクリーン作戦に参加しておりますが、やはりいろんな習い事等があったりとかして、やはり子供たちの参加も若干少ないようなイメージもありますし、先ほど議員がおっしゃっているとおり、9時から、これについては学校開放となっておりますが、やはり9時過ぎる場面も各集落ではあると思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

これ、7時から8時まで作業しようということになっていきますよね。すると非常に慌てます、これ。子供たちもほとんど見ません。最近少ないし、年寄りばかりで作業に出る人も少ない。これを何とか7時から1時間程度と書いてあるんですけど、1時間程度して、大会はもう9時以降じゃなくて、10時に変更はできないものでしょうかと思っております。大会等。そうすれば、ゆっくり子供たちも会場にも行けるし、練習にも行ける。こういうことを毎回感じておるんですが、なかなか子供たちは出ません。もう練習があるからとか、そういうことで質問を終わります。答弁をお願いします。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

実際、貴重なご意見、誠にありがとうございます。今、9時、学校開放、公共施

設開放をしておりますが、やはり子供たちもクリーン作戦等に参加を促すという意味で、学校の施設というのは校庭です。校庭とまた体育館、公共施設でいいますと、B&G海洋センターの体育館とかそういったところになりますが、10時というご意見がございます。貴重なご意見、誠にありがとうございます。

私もスポーツ少年団の指導をしておりますので、第3日曜日については、もう昼から練習をしたりする対応をとって、子供たちにできるだけ集落行事には参加をしてくださいよということは伝えております。

ですが、やはり特例として、大島地区大会、南三島大会が、やはり天城町を主会場で開催される大会等もあります。それが日程的に第3日曜日を使ったりすることもございますので、特例としてそういった大会等、島内大会は別として、そういった地区大会、大きな県につながる大会等については、第3日曜日の開放も特例ということで許可をしております。

島内大会等で終わるような大会等については、やはり10時以降を行えるように、各種関係機関またスポーツ少年団、体協等、各団体、連盟がありますので、そことまた協議を進めていきながら、早い時期に、第3日曜日は10時からの開放等に向けて、教育委員会社会教育課としては働きかけをして動いていきたいと思っております。

○8番（大吉 皓一郎議員）

ぜひ、皆さんで協議をして、これ何とか10時から大会を持つとか、ゆっくり子供たちも準備して行けるし、慌てて行くと事故にも遭うし、非常に気になっているところがございますので、みんなで町をよくするために、子供たちの顔を知るためにも必要です。私たちは隣の子がおるんだけど、どんな顔をしているか、ここ四、五年、おるんですけど見たことないです。そういったこともありまして、これをぜひ、クリーン作戦、みんなが出られるような環境づくりをしてもらいたいと思えます。

長々といろいろ申しましたが、非常に皆さんに迷惑をかけましたけど、私は非常にちょっと熱くなったりして質問をしておるところでございました。大変失礼しました。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、大吉皓一郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時より再開したいと思います。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議席番号9番、久田高志君の一般質問を許します。

○9番（久田 高志議員）

こんにちは。早速でございますが、通告に従い一般質問を行いたいと思います。
まず1項目め、行政運営について、今後の人口動態、将来推計人口等はどう
になっているか。

2項目め、福祉行政について、要支援、要介護認定の基準はどうになっている
か。また、未認定の高齢者に対するの支援は考えられないか。

3項目め、水産業拠点施設について、「うおっちょ」の運営状況はどうにな
っているか。また、指定管理者制度への移行はどうに考えているか。

4項目め、建設行政について、建設業者の級別格付けの見直し基準はどうにな
っているか。

2点目、公共工事の入札までの手順はどうになっているか。

3点目、指名停止措置はどうな場合に行われるか。

4点目、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況及び今後の事業計画、
工期等はどうになっているか。

5点目、施設運営について、あまぎ自然と伝統文化体験館完成後の運営計画はど
うになっているか。

以上、5項目8点について質問を行います。

執行部の分かりやすく責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

行政運営について、今後の人口動態、将来人口はどうになっているかという
ことでございます。

お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が、令和5年12月に公表しました日本の地域別
将来推計人口におけます本町の総人口は、2030年に4千720人、また
2045年には3千743人と、人口減少がさらに進むとされております。

また、民間有識者グループの人口戦略会議が今年4月に公表しました持続可能性

分析レポートでは、消滅可能性自治体に本町は分類されております。

一方では、総務省が今年1月に公表しました令和5年の住民基本台帳人口移動報告では、本町は転入転出のいわゆる社会動態では、転入が超過でありました。また、厚生労働省が4月に発表しました平成30年から令和4年の合計特殊出生率は、全国で2番目に高い水準でありました。

プラスの要因、マイナスの要因、様々ございますが、人口減少対策は喫緊の課題と考えております。引き続き、移住定住対策や子育てしやすいまちづくりを推進し、人口減少に歯止めをかけていくよう取り組んでまいります。

2項目め、福祉行政について、その1、要支援、要介護認定の基準はどのようになっているか、また、未認定の高齢者に対して支援はどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

要支援、要介護認定の基準につきましては、認定調査における基本調査、74項目ございますが、その基準に基づき、8つの生活場面ごとの行為区分ごとの時間と認知症加算の合計で算出されました要介護認定と基準時間等により要介護度が示されます。

また、未認定の高齢者に対しましては、高齢者一人一人の状態に応じた自立支援・介護予防・重度化防止に取り組んでおります。

一般介護予防事業、ゆいゆいサロン、彩りサロン、各種ポイント事業、また、配食サービス等の任意事業を実施しているところでございます。

3項目め、水産業振興拠点施設について、その1、「うおっちょ」の運営状況はどのようになっているか、また、指定管理者制度への移行をどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

現在、会計年度任用職員3名、また、短期職員4名の計7名で運営しております。

運営状況につきましては、依然厳しい状況ではありますが、仕入れ価格の適正化や品ぞろえへの充実など、改善に努めているところでございます。

また、ふるさと納税を活用した水産物返礼品の取扱いや、現在、その準備の最終段階に入っておりますが、移動販売、そしてまたLINEを活用した販路拡大を目指しているところでございます。

今後も適正な運営に努めるとともに、指定管理者制度を活用した移行への取り組みも進めていきたいと考えております。

4項目め、建設行政について、その1、建設業者の級別格付の見直し基準はどのようになっているかお答えいたします。

格付の基準としましては、天城町建設工事入札参加資格審査要綱第4条に基づき、鹿児島県の格付に適用された鹿児島県の評点に天城町の経営評点、さらに工事評点を加算し、その総合点により、基準により格付を行っております。

また、この格付は、入札参加資格審査委員会を経て決定をしております。

建設行政について、その2、公共工事入札までの手順はどのようになっているか、お答えいたします。

工事の入札につきましては、該当する事業の主管課におきまして、工事執行伺の決裁を受けた後、天城町建設工事指名競争入札参加等の指名基準に関する要綱に基づき、指名推薦委員会において入札に参加する業者を推薦します。

また、指名推薦委員会の推薦する業者のうちから指名する業者を選定し、指名通知を送付し、閲覧期間を経て入札執行となります。

また、今年度から建設課の工事につきましては、電子入札にて執行を行っております。

4点目、建設行政について、その3、指名停止の措置はどのような場合に行われるか、お答えいたします。

指名停止につきましては、天城町建設工事入札参加有資格業者指名停止等の措置要領に基づき、その要綱にうたわれている措置要件に該当する事由が発生した場合に、期間を定めて指名停止を行います。

建設行政について、その4、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況及び今後の事業計画、工期はどのようになっているか、お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の進捗状況につきましては、本議会に提案しておりますが、令和5年度の繰越予算にて、2階の躯体工事、屋根工事の入札を終えて、工事仮契約まで行っております。

工期は令和7年1月31日となっております。

今後は、令和7年度から仕上げ・外構工事を行い、令和8年度完成を目指しております。

5点目、施設運営について、その1、あまぎ自然と伝統文化体験館完成後の運営計画はどのようになっているか、お答えいたします。

これまでの議会でもお答えしておりますが、運営計画につきましては、定期的な闘牛大会の開催、また観光客と闘牛との触れ合いの場が提供できるよう、闘牛協会や観光連盟との調整を進めてまいります。

また、島唄のコンサートやスポーツ合宿歓迎セレモニー等々、各種イベントでの活用も視野に入れて準備を進めてまいります。

農産物直売コーナーでは、農産物直売を含め、加工品や特産品の販売も計画し、

利用者のニーズに対応していきたいと考えております。

また、自然と伝統文化体験コーナーでは、観光案内、そしてVR機器を用いて、自然・伝統文化の擬似体験の展開などを考えております。

隣接する総合運動公園、山猪工房、「うおっちょ」と一体的に利活用できる、そのような施設運営を目指し、観光連盟、商工会など関係する皆様と協議の場を設け、計画的に進めていきたいと考えております。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○9番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁を頂き、順次、質問を続けていきたいと思っております。

まず、1項目め、行政運営についてと今後の人口動態についてということで、1回目の答弁を頂きました。

答弁にあられたように、今年4月当初でしたか、合計特殊出生率が全国第2位といううれしいニュースがあり、そしてその直後、また一方では、人口戦略会議の発表による消滅可能性のある自治体というような報道もなされておりました。

こういったところから、今度、将来的にどういったことで改善が見込んでいけるかという思いを込めながら、私なりに分析をして、今、この質問をしているところでございます。

まず、合計特殊出生率、本町天城町が全国第2位で特殊出生率2.24人、そして第1位がお隣、徳之島町2.25人ということで、もう僅か僅差の差で出生率が2位になっているところでございます。本町における子育て支援のいろいろな対策が功を奏していたのかなというところも一つはあるかと思われまます。

ところが、この合計特殊出生率の換算する分母です。女性の数、15歳から49歳というくくりで調査がなされているようでございます。これでいくと、単純に15歳から49歳の数字でいくと、天城町705名という数字を根拠にこういった数字が出ていると思っております。ところが、この人口戦略会議が公表してある数字でいくと、これが今後、2020年時点の数字ですので、残り26年後には半減すると。この戦略会議の数字はもう20代、30代です。20歳から39歳までの人口が半減するという見込みが出されております。

この要因、明らかに本町の705名を掛ける2以上の数字の女性の方が徳之島町にはいるわけです。我が町が703名、伊仙町が733名だと思っております。こういったところに改善する要因があるのではないかという思いですが、こういった数字で何か感じ取るものはないでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいます人口戦略会議が公表いたしました将来消滅可能性自治体ということで、天城町のほうが分類されております。今、議員がおっしゃいましたように、この分析、20代から30代の女性が、今後、20年から50年までの間、30年間で50%を超える市町村が消滅可能性自治体ということになっております。

この人口戦略会議の分析レポートのほうを、私、目を通しました。その中でも、細かく9つのほうに分類されております。天城町が分類されている部分については、まず、天城町としては、若い女性人口減少は、前回の調査、10年前の調査からしては改善されているということであります。また、若年女性減少率も10%以上改善されているということであります。

先ほど申し上げました9つの分類の中では、天城町としましては、社会減対策が極めて重要であるというふうに分類されているところでありますので、人口流出に歯止めをかけないといけないのかなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

そういうところだと思います。やはり普通に町の中を見回していると、隣、徳之島町と比較をしても、女性の働く職場が極端に少なく感じるんです。極端に少なく。そういったところだと思うんです。結局、若年者数は改善されても、高校卒業したら島を離れて就職をされていく女性の方々が非常に多い。そして、島に帰ってくる女性が極端に少ないというふうな感覚がございます。

やはりこういったところを改善するには、これは多分、町長だと思いますが、今、この役場の職員、ある程度やっぱり女性に比重を持たせて採用していけば、少しはもうちょっと改善できていくんじゃないのかなと。要は、やはり女性がちゃんと安定して働ける職場、そして魅力のあるまちづくりをつくっていければ、我が町に若い女性の方々も残ってもらえるんじゃないのかなという思いがございます。

今後のそういった計画です。もう一番、直近はもう多分役場だと思うんです。それ以外、そうばつと目につくところも、気になるところもあんまないので、役場が一番手っ取り早いのかなという思いだったんですが、いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

合計特殊出生率につきましては、これまで生まれてくる子供の数はそんなに変わっていない。議員がおっしゃるように、15歳から49歳の人口が減っている。だから分母が小さくて、上の分子はここ数年ずっと変わってないから、合計特殊出生率は上がってくるというのは想定しておりました。

ただ、その中、あと一方では、人口戦略会議が、これは20歳から39歳までの方なんですけど、30年間で50%以上減る可能性がある。そういう中なんです

けれども、これも基本となるデータが少しちょっと前のデータかなと私は認識しています。

第1点目の答弁でお答えしましたように、去年の1年間の社会動態、転入転出、これは大島郡の中で転入が多かったのは大和村、龍郷、天城町、与論です。そういった状況の中で、少しずつ変わってきているかなという思いはあります。

でも、こういった衝撃的なレポートが発表されました。これを受けて、私たちはどうするかということをもたさらに真剣に考えないといけないと思っております。そのためには住宅をどうするかとか、働く場所をどうするかです。その中の一つとして、議員が一番大きな受皿の役場をどうするかということでしたので、ここら辺については、また採用試験はしっかりと基準がありますので、ですけど、会計年度ですか、いろんな形で女性に目を向けた採用の在り方は考えていけるんじゃないかと思えます。

○9番（久田 高志議員）

ちょっと先走った答弁もあったので、ちょっと質問がしにくくはなってきたのですけれども、もちろん採用のタイミングもなんです。例えば、新卒をするそのタイミングで、各島内の高校に求人を出すとか、そういった手も一つの歯止めをかける手じゃないのかなと。一回出ていってしまうとなかなか帰ってくる方々もない。今、こんだけ交通の便が発達していると、今、ちょっとした用事、鹿児島辺りであれば日帰りでも用事を済ませるぐらいの交通の利便性が発達していますので、まず、遊びに行ったり旅行に行ったりするなら休みを活用して十分行けると思うんです。まず、出ていく手前で歯止めをかける、各地元の高校に求人を出すとか、そういったことは、今後、考えていただけないでしょうか。

○副町長（禰 清次郎君）

人口減対策、移住定住問題については、我が町のみならず全国全てと言っていいと思えますが、喫緊の課題だと捉えております。そういった中で、やはり議員のご指摘がありました雇用、これについては私もそのように感じたところであります。

採用試験の在り方についても、以前からこの議場でもお答えしておりますが、やはり考える、見直す時期に来ているかと感じておりますので、検討させていただきたいと考えております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、そういったところも対応していただいて、先ほど町長も答弁ございました住宅です。やはり、今、家族向けの住宅は順次建設がされていっております。これ以前も質問した経緯があるんですけれども、単独の方々、一度そういう話をしたら、昔の答弁だと、何かそういういかがわしい場所に使われるからあんまりよろしくな

いんだみたいな答弁があったような記憶もあります。やはり、普通にちゃんとルールをつくって貸してあげれば何の問題もないと思うんですが、そういったものの建設、今後どうお考えでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

独身者というんですか、単身者向けの町営住宅、これを公営住宅で造りますと少し補助率の関係上、あまりいい補助率にはならないんですが、公営住宅法で造る、補助事業でも造れることは造れます。いわゆる補助率が大分下がって起債が増えるという形にはなります。今、町の条例では55㎡以下で単身者にお貸しできるというふうな、今、決まりをつくっております。

ですので、条例もある程度見直しも必要ですし、どの場所にどのぐらいというような、まだ、今、構想が全く建設課のほうでは持ち合わせておりませんので、今後、そういうニーズにお応えしながら、長寿命化計画に盛り込めるのであれば盛り込みたいと思っておるんですが、今、単身の高齢者のほうは、待機者が確かに10名はいかないんですけど、五、六名希望者がいて、まだ入居できない単身の高齢者はいらっしゃるんですが、若者で、今、建設課がそういうのを貸し出していないことを分かっているのか、そういう、今、申込みはない状態ですので、どこかの時点でそういうのも、また企画課あたりと、町の人口増に向けた取り組みの一環として話し合いを重ねて、どういう形で建設課で計画できるかを考えさせていただきたいと思えます。

○9番（久田 高志議員）

今、おっしゃるように、住宅にそういった基準を変えればでしょうけど、今の応募状況で新しい住宅、あの規模で、じゃあ例えば女性が1人、単身の男性が1人、募集をかけた時点でそれを受付されるんですか。していないですよ。そういったところだと思います。

確かに人口動態、Iターン、Uターンとかでいろいろ来ていただいている方もいらっしゃると思います。ただ、この町内から出ていく若い世帯もいらっしゃるわけです。住宅に外れた、住む場所がない、亀津にあった、伊仙にあった、また亀津、伊仙から天城町に戻りたいけど、結局、抽せんやら何やら選考会を開くと、UIターン者が先にどうも決まっていくような感もあると。

ですので、やっぱりそのキャパ自体はまだ可能性はあるわけです。先ほど副町長も言われました。人口動態も、全国的な人口が減っていくのはもう致し方ない。ただ、ある程度、まだもう少し可能性があるよと、ちょっと頑張ったらもう少し、先ほど答弁ありましたけど、令和5年の数字はかなり厳しく数字が発表されておしま

す。ところが、平成30年当時の数字、これ先ほどいただきましたけど、からしても、まだ緩やかなペースで本町の人口は減るのは仕方ないにしても、緩やかなペースにはなっているわけです。ここをもう少し一踏ん張り頑張っていたきたいなという思いでございました。

そういったことで、また住宅建設に向けてはスピード感を持って、単身住宅もちょっと頑張って、それこそ平土野のど真ん中辺りに造ってあげたら、平土野の商店街、飲食関係者も潤ってくるんじゃないのかなと思ったりもしますので、ぜひ、その辺は手を打っていただきたいと要請しておきます。

それと、こういった数字を見ていく中で、一つ、これは正直驚きました。びっくりした数字が出てまいりました。特殊出生率と同時に、標準化死亡比というものが出てきてまいりました。我が町の人口と全国の人口を大体同じレベルにした場合の本町における死亡される方の率です。

女性は全国平均よりも低い状態でした。ところが、男性においては鹿児島県下ワースト1、全国の平均を100とした場合、120%を超える死亡比、亡くなる比率が高くなっているわけです。こういった要因、これは全国でもワースト50位以内に入ってしまったんです。この要因は、一体どういった要因が原因でこれだけ死亡比率というものが上がってくるのか、お尋ねしてみたいと思います。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

まず、疾病別死因割合というのがありまして、本町天城町のほうは、悪性新生物、これはがんです。がんが一番多くて47.9%、続きまして、心臓病が27.1%、脳疾患が14.6%、糖尿病が2.1%。腎不全が4.2%。あと自殺が4.2%となっております。これはあくまでも令和4年度の累計となります。

その要因といたしましては、健康課題というのがあるんですけど、平均寿命、男女とも全国と比較して短く、特に男性が短いというふうになっております。

あとは、特定健診の受診率が低い。特に40歳から50歳の男性が受診率が低いということになります。

あとは、メタボ該当者、予備軍が多いということで、今、こちらのほうに健康課題として1から8まであるんですけど、1、2、3がその要因となっております。

○9番（久田 高志議員）

私もそういった答弁を頂くとちょっと耳が痛くはなるんですけども、メタボはもう許してくださいね。要は特定健診をやっぱり受診する方が少ない、がんで亡くられる方、悪性腫瘍で亡くられる方が47%、亡くられている方ということは、やっぱり発見が遅れたという理由が大きいということなんではないでしょうか。これ

がもっと早く発見されていれば、もう少し死亡率も下げられたのかなと思ったりと、そういったところも気になるんですが。ついでに、もうそのままその改善策まで何かあれば。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

久田議員がおっしゃるとおり、やはり早期発見、特定健診の受診をして早期発見で早期治療というのが、一番死亡率を減らしていく要因かなと思います。

○9番（久田 高志議員）

もうちょっと思い切って、例えば各企業関係の皆さんにもお願いしながら、もう健診を受けるその時間じゃなくて、その日は健診を受けたらもう1日ぐらい休んでいいよぐらいのそういうルールづくりをして、健康診断にどんどん行っていただくぐらいの荒治療をしないと、この辺もうちょっと今後の健康保険とかそういったものも加味してくると、かなりの負担になってくるような気がしますので、ぜひ、その辺の健康診断の受診も、この間、終わりましたっけ。そういったところももう少し、何かしらもう手を打ってやるしかないですよ、これ本当だと思います。その辺の対策があればお願いしたいと思います。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

今、うちの役場のほうでは、健康維持ということで、特定健診等のほうは午前の時間であれば特別休暇という扱いになっております。ほかの一般会社のほうでもそういった健康診断を進めていくためには、そういった有休休暇の設立等をしていただければ受診率も上がるかと思えます。

それで、先月、5月の26日から31日まで特定健診を実施しました。一応、また7月に、7月の20日、21、22、2回目の特定健診がありますので、そちらのほうを受診していただければと思います。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、そういったことも進めて、また後で少し別で触れますけれども、そういったところで、健診やら、やっぱり女性の職場の確保、住宅等のそういった建設をぜひ頑張らせていただきたいと要請して、次の福祉のほうに行きたいと思えます。

これは前3月議会でも質問させていただきました。やはりかなり声を頂くんです、これ。1回目の答弁、74項目でしたかね。そういった中で、74項目というよりも非常に気になるのが、認知機能の低下が重きに置かれているんじゃないかなど。

要は、身体は年齢とともに、要は身体機能が低下をしてくるけれども、認知機能に問題がないという方が、ほぼほぼ未認定になっているような感があるんですが、こういったのはどういった理由からなんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

先ほど、久田議員からありました要支援、要介護認定の基準というのが、基本調査というのが74項目あります。まず、1から5という、第1群とか第2群とかあるんですけど、第1群で身体機能、起床動作という項目と、ほかいろいろ項目があるんですけど、それが20項目。2群というのが生活機能関係が12項目。第3群というのが認知機能、これが9項目。第4群、精神・行動障害が15項目。5群、社会生活への適応ということで6項目。あとは、特別な医療ということで12項目あります。

簡単に、第1群の身体機能の第1群の中で調べるのが、麻痺等がないのかということか、足の両足、その上の部分とか下の部分とか、そういった調査が行われて、その状態に応じた症状があれば、検査ではありますとかいう調査員が判定をして、1次判定、全国統一の1次判定ソフトというのがあるんですけど、その1から5、75項目を出しまして、食事に要する時間、これも全部、介護度に要する時間です。時間が、1、食事に対しての時間、2、排泄に対する時間、3、移動に対する時間、4、清潔の保持、5、間接生活介助、こちらは洗濯、掃除等、家事の援助が必要なのかということと、6、認知症関連行為、徘徊に対する探索とか不潔な行為に対する後始末等、7で機能訓練関連行為、歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練があるのか、あとは医療関係行為ということで、そういった8項目の要介護が必要な時間を算出して、要介護認定等基準時間というのが示されて、それが1次判定、その時間によりますが、非該当は25分以下が非該当になります。要支援1は25分以上32分未満とか、その時間帯に応じて要介護の1次判定がなされております。

○9番（久田 高志議員）

よく分かりました。私も同じ調査票は持ち合わせておりますので、そういったところだろうと思っております。

この調査票の調査をされる方、この方の立場はどういった形になるのでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

これはちょっと介護保険組合のほうに確認をいたしました。この介護調査員という方が6名いらっしゃいます。徳之島町が2名、天城町が1名、伊仙町の方が3名の調査員の方が調査を行っております。

○9番（久田 高志議員）

それは、課長、何か決まりがあるのでしょうか。そういった調査をするときに、じゃあ我が町には、例えば町外の方が調査に来る可能性もあるということよろし

いでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

介護保険組合の方に確認をしますと、まず、調査する方に対して親族関係がない方、親戚のところに行くとかじゃなくて、全くの部外者の方が行って調査を行うのを聞いております。

○9番（久田 高志議員）

今、その調査員の数もちょっと気になったんですが、前回質問したように、認定率の順番どおりの数なんです。伊仙町がかなりの高い一番の認定率、徳之島町がその次、天城町が一番低いと、数字ちょっとどこいったかあれなんですけど、そういったところも影響していないのかなという思いもございます。

あと、こういう調査に家庭環境は加味されているんでしょうか。逆の意味も、どっちの意味もあるんです。例えば、少し介助をしないとトイレ、入浴は難しいと。でも、そこにそうしてくれる人がいるから大丈夫だよねという、そういったこともあるんじゃないのかなと。その一個人をしっかりと確認されているのか、その環境を踏まえて、まだできる人がいるじゃないかみたいなそういう対応なのか、ちょっと気になります。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

これ、ちょっと自分も確認したんですけど、一応、調査員のほうは、家族構成とかそういった内容も調査をして、調査票には入れているみたいですけど、その家族構成によって介護度が変わることはないというふうに伺っております。

○9番（久田 高志議員）

やっぱりそれだったらちょっと公平じゃないような気がします。もう80代、90代の高齢のご夫婦が、1人はもう介助をしないとトイレとか入浴とかが難しい状況、そして未認定であると。そういった中で、ゆいゆいサロンとか彩りサロンとか、そういったところにもう徒歩で行けない方がいらっしゃるわけです。それでも、要は認知機能がしっかりしているから大丈夫だと。多分、この方が1人であれば、排泄も入浴も恐らく無理なんです。それでも認定が下りないというこういう状況は、どういうふうに認識をすればよろしいんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

ちょっと自分もはっきりは言えないんですけど、一応、介護保険組合のほうで、介護認定審査資料というのがあります。まずは、その状態があるかないかの判定にもありますけど、調査票の概況調査ということで、その該当する部分に該当すれば、

そこに特記事項というのがまずあります。まずそれと、あとは、主治医の先生の意見書等も一緒に審査の判定になりますので、そういったまずは第1次審査があります。第2次審査のほうで、1次審査の結果に基づき認定調査の特記事項や主治医の意見書の内容を踏まえた総合的な判断をしております。

介護認定審査会の委員は、保健、医療、福祉に関する学識経験者で、分野をばらばらに配置した約構成5名程度で審査をして、判定が出ているとお伺いしております。

○9番（久田 高志議員）

課長、そこで判定とかも結構なんですけど、この調査票をチェックする方がいらっしやるわけです。チェックをされる方が。その人の判断でかなり左右されているんじゃないでしょうか。このチェックをする、大丈夫だと言ったから大丈夫だ、ここには家族がいるからまだ大丈夫的なところを少し感じる場所があります。

町長も、介護組合の3町で運営している中の、やはりあそこは会長というんですか、副をされていると思います。こういった今までの現状を受けて、何かそういった会議の中でいろいろ話合いとかそういうことはできないんでしょうか。何かしら、天城町だけがこの介護保険組合の中で不利益を被っているように感じるわけです。いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

3町の介護保険組合の副管理者という立場にあります。

これまでも、定期的な議会があります。その中で全員協議会というのがありまして、我が町からも議会議員が出ております。その中で、今、久田議員がお話しのよな質問、特に3町を比べて、なぜ我が町が低いのか、そういったことが議論としてなされてきております。

ただ、なかなか何回も何回も議論はするんですけど、最終的なすんと落ちるよな説明が、なかなか介護保険組合の事務局のほうから何か腑に落ちたというよな、何かそういったのはなかなかなくて、何かもどかしいなというふうに感じているところです。

3町、それぞれ偏った形ではなくて、しっかりと調査をして認定しているんだよということなどは受けておりますけど、なぜ天城町が少ないのか、そこら辺は持ち帰って聞くと、介護予防事業、そういったのがしっかりしているんじゃないかというよな意見等もあって、まだそこから先には私自身も踏み出せないでおります。

○9番（久田 高志議員）

町長がやっぱりもどかしさを持っているということで、一つは安心をいたしました。介護保険予防事業に関しても、これは正直、県は非常にそこを活用して進めて

くるのはもう間違いないわけです。要は、県費の負担も減るわけですから。ですので、そういったところの壁も打ち破っていかないと、よろしくないと思います。

課長、これもう1点、審査会を開いて不認定になった場合、次回、その次、その申請をするにはどのぐらいのスペンが必要なんですか。もう不認定になったら、その次の日、やっぱりおかしいじゃないかという、そういったことも可能なのか。例えば、何か異議を申し立てるそういった期間があるのか、そういったところをお尋ねしたいと思いますが。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

すみません、自分が不認定になった後の再調査とか、ちょっとそこはまだ勉強不足でしておりますので、ちょっと勉強してご報告したいと思います。

○9番（久田 高志議員）

ぜひお願いしたいと思います。不認定になって、もう駄目だと諦める方もかなりいらっしゃるように感じております。

先ほどもありました認知機能に関しては、これどこの調査だったかな。行方不明等が始まった頃の要介護度というのが調査されておりました。これはマスコミの報道でしたけれども、未認定の方が30%を超えています。要介護1で27です。両方で約60%の方が、30%の方に関しては未認定で発症しているとか、行方不明になったりという問題が起きているということなんです。

ですので、もうちょっとしたことなんです。もう健康であるか健康でないか、健康であるかそうでないかというのは、高齢者なんか、言わば1日で体調が変化する方々だっといういらっしゃるわけですので、そういった方々の対応、要は未認定になったら諦めるんじゃなくて、すぐまた連絡してくださいというぐらいの対応をしていただきたい。

これ、またその当時同じような調査内容でした。家でおられる高齢者が、やはり思っていることだろうと思いますが、人生の最終段階を自宅で過ごしたいかと、過ごしたいと思うかというアンケート。過ごしたいと言われた方が75.3%、過ごしたくない7.7%、まだ今の時点で分からないが17%でした。

その中で、過ごしたいと思う中で、可能だと思うと言われる方が30%、難しいと言われる方が44%、住みたいけど難しいだろうと。やはりこの高齢の方々、ぎりぎりまで家にいたいという思いはあるんです。だから無理もする、見栄も張る、それによって、周りにいる家族はやはり少し負担が増えているような現実があるように感じております。

そして、このアンケートの結末なんですけれども、そう思いながらも、残念なが

ら最終的には誰しもが行く道であります。お亡くなりになられる場所、病院、施設、老人ホーム、85%です。85%を超えております。自宅でお亡くなりになられる方はほぼほぼ1割弱の方です。やはりその思いと、家族の少し心配事を取り去ってほしいなという思いで、例えば入浴介助、デイサービス、ショートステイ、訪問看護等々、様々な介護サービスがあると思います。

そういった中で、未認定の方でも、恐らく社会福祉協議会、昔あったと思います。自費であればサービスを受けられますよみたいな。それが幾らぐらいかかるか分からないですけれども、そういった数字も一回調査していただいて、要は介護保険外の自費で幾らぐらいでそういったサービスが受けられるのか、それに対して行政側がどのぐらい応援できるのか、そういったことを一度ぐらい検討していただけないかなという思いでございます。

ショートステイ等に関しては、やはりそれ相応の宿泊施設がある設備じゃないと受入れは難しいと思います。しかし、家族の方ももう高齢化をしていて、どちらも厳しい状況なんです。共倒れにならないように、そういった施策を少し急いで考えていただけないかというところですが、いかがでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

介護認定が認定されれば、介護保険制度でいろいろなサービスが提供できるんですけど、介護未認定という方で有料サービスを使った場合、自費ということがありますので、そういったサービスを利用したいという方があれば、そういったサービス料も含めてどういう形で支援できるのかは、うちの課のほうでちょっと検討はしてみたいと思います。

○9番（久田 高志議員）

課長、あと、検討というか、一度それ調査をしてください。調査をして、どのぐらいかかって、どのぐらいのサービスが提供できるか。それに対して、いろいろ申請に来られて、認定を頂けなかった方々で、やはりこのぐらいだったら利用したいか、したくないとか、そういった調査を一回していただけないでしょうか。

そして、例えば、社協あたりだとそういった専門の方々がいらっしゃるわけですので、入浴介助をしたり、デイサービスで受け入れたりする時点で、この方が、やはり要支援1、2に該当する、やっぱりこれは介護が必要だよというそういった見方もあると思います。そういった意見も、一つずつやはり介護保険組合とつないでいってすれば、恐らく家にいるときと外にいるときとの違いもかなり出てくると思いますので、そういった調査をして、これ、今の高齢の方々の心配ばかりじゃないんです。もうお互い、我々も全部そういうことが今から訪れるわけですので、ぜひ

真剣に考えていただきたいと要請しますが、いかがでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

今、久田議員さんがおっしゃったとおり、有料施設等があれば、自費になるかと思えます。そういった該当者がいれば調査をして、そのサービスに幾らかかるのか調べていきたいと思えます。

○9番（久田 高志議員）

けんこう増進課のほうではそういった調査をしていただきたい。そして、また、企画財政あたりでは、そういったのが起債事業で使えるのか、そういったのも調査していただきたい。そして、町長の思いもお尋ねしたいと思えます。

○町長（森田 弘光君）

つい、碓本課長の顔を見てしまうんですけど、介護予防事業の中で入浴サービスは可能ではないかなと私は思っております。じゃあ、それをやる施設をどうするかということでもあります。今、可能かどうかちょっと検討させてほしいんですけども、社会福祉協議会、今年、防災事業で改修して、風呂場も改修するんです。その中で、その介護予防事業が展開できるのかどうか、また、ほかのいろんなサービス、今やっているサービス以外の必要なサービスができるかどうか、ちょっとそこら辺はしっかりとまた検討して、やっぱり子供たちだけに優しい町でなくて、高齢者にもしっかりと対応する町をつくっていければと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ありがとうございます。

議長、休憩をお願いします。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。2時10分より再開したいと思います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○9番（久田 高志議員）

高齢者にも住みやすい安心して暮らしやすい町になるよう要請をしながら、次の水産業拠点施設「うおっちょ」の運営について質問を続けていきたいと思っております。

これは3月、もちろん質問しましたけれども、その後、4、5と2ヶ月経過するわけなんですけど、対前年度と比べて、その売上げとか水揚げとか、そういったのはどのような状況になっているんでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

4月からまた新年度でスタートしまして、5月の直近なんですけども、売上げ、前年比と比較させていただいているんですけど、令和6年度の5月の売上げとしましては120万ちょっととなっております。昨年度については、オープンでしたので20万前後のちょっと開きがあります。

仕入れにつきましては、今、適正に仕入れをさせていただいておりますので、1月の金額としましては50万の仕入れをさせていただいております。

○9番（久田 高志議員）

1回目の答弁でございました移動販売、これはどのように、もうそろそろ実施されるということでよろしいんでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、移動販売の準備を進めておりまして、実は今月16日、日曜日からになるんですけども、試験的に移動販売を実施するというので進めております。

○9番（久田 高志議員）

恐らく、当初の予算よりも厳しい答えが出そうな雰囲気を感じているんですけど、これ、もう素直にもう今年1年ぐらいある程度実証しながら、来年度あたり、もうその漁業集落あたりに指定管理にしたほうが、まだ自主運営的な能力が高まってくるんじゃないのかなど。結局、やはり会計年度であれ何であれ公務員なんです。要は、一生懸命頑張っているんでしょうけれども、やはり仕事の時間とかそういった制約があったりする中で、もう要は数字でいくと、年間3千万を超える予算を計上してやっての実質、昨年の実績で2千万程度の、2千万を超えていましたかね。2千200万の赤字。そして、今年度で1千700万ぐらいの赤字を見込んでいるというところなんですけど、恐らくこれ多分対前年度とそう変わらないような数字になると予測をしております。

であれば、一度、もう役場側はそこから撤退をして、この金額を漁業集落の方に預けて、雇用から運営まですると、多分、直営ですともう少し、無理と言ったらいかんですか、どう表現したらいいかちょっと言葉を選ぶのに苦慮するんですけど、例えば、私が自分の店であれば、赤字であれば夜でも働きますよ。朝っぱらから夜

まででも働きます。十何時間だろうが。ただ、そういったのは雇用体系にはやっぱり向いていないと。

でも、直営だと、それは漁師の皆さんだって自分の利益だと思ったら、やはり頑張っていただけじゃないかなという思いなんです。こういった予算を、結局、漁師の皆さんに言っている買上げ価格というのは、この中からの昨年実績で600万、700万ぐらいだったんじゃないですか。700万ぐらいでしたっけ。

漁師の手元には700万ぐらいしか渡っていない、でも、その中の人件費やら運営するのに2千万もかかっていると。少し目的が違うんじゃないのかなという見方なんです。恐らく指定管理をするのであれば漁業集落になろうかと思うんですが、やはり漁業集落の自主運営として、この2千万なり3千万なりを渡して運営をしていただく、そして、年次的にこの予算を減額していきますよと。後は自立してくださいねという形で取ったほうが、昔のように漁師の皆さんも自助努力をするはずなんです。

昔、取ったら、魚あるけどどうかと電話も来よったんです。今は電話すら来ないんです。そういったことが非常に大事じゃないかなと思っているんですが、そういったことを踏まえて指定管理に向けていったほうが、まだ安全じゃないかなと思っているんですがいかがでしょうか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

今、久田議員がおっしゃったとおり、漁業集落への指定管理者移行へというお話、前回の議会においてもご提言いただきまして、それで、副町長を交え、一度、漁業集落の代表者の方にご参集いただきまして、そういった部分をちょっと相談をさせていただいた経緯はございます。

その際には、予算的なものは当然ながらお話はしていないんですけども、今後、もう一度、複数回に分けて漁業集落さんとは協議を重ねていければなというふうには思っています。

あわせて、民間への指定管理者の指定についても、並行して、書類上の部分は今準備はしていますので、今年度中、今年度、「うおっちょ」の運営状況を鑑みながら進めていければなというふうにご考えております。

○副町長（禰 清次郎君）

ただいま梅岡課長がお答えしたように、私のほうでも漁業集落の役員の方とお話をさせていただきました。指定管理に向けて話をしましたが、具体的な予算のところまでは行き着いていないんですが、現状ではいろいろとまだ課題がありましたので、何度か協議を進めていきたいと考えております。

また、指定管理について漁業集落が厳しければ、また、いろんな受皿の掘り起こしも必要ではないかと、今、感じているところであります。

○9番（久田 高志議員）

これを全く予算もなくどうぞやってくださいだと、なかなか手を挙げられないと思うんです。ですので、副町長も以前おっしゃっておられました要は漁業から引退された高齢の方々の雇用先とか、そういった面でも、恐らく漁業集落の中では上手に回していただけたらと思うんです。そして、やはり公が、そこで酒類の販売となるとどうなのかなという思いもあるんですが、指定管理に渡すと、自主運営という形にすれば、ある程度はそういったところも緩和されて、営業時間もちょっと下のほうに、遅い時間のほうに持ってこられたりしないのかなと。これはまた行政でとなると、また人件費がすぐ2倍、3倍となってくるので、そういったところなんです。ある程度の時間の調整を取りながら、やはりそうしないと、これはいつまでも多分この金額を垂れ流していくというのは、あまり好ましくないと思うんですが、それも踏まえて、今年度、様子を見ながらそういった協議を進めていただきたいと思います。

○副町長（梶 清次郎君）

第1回目の協議というか、ご相談をさせていただいた段階でありましたので、また少しちょっと踏み込んだような形で、予算、いろんな形で財政課もひっくるめて前に進む形で協議をしていきたいと考えております。もうしばらくお時間を頂きたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。そういった感じで、ぜひ、いい形で指定管理者制度に持ち込めるように要請をしながら、これ一つだけまた気になるんです。あまり事を荒立てるつもりはございません。

先ほど課長にも少し話を触れたんですけども、3月で指摘した事項があったかと思えます。そして、委員会の中で報告も頂きました。しっかりと上司のほうに報告をして、しかるべき措置を対応していただきたいということを申入れをしておきました。ですが、その内容がちゃんとまっすぐ伝わっているかどうか、非常に疑問を感じる場合がございます。何かしら緩く伝わったんじゃないかなと。ちゃんと伝わってれば、ちょっと甘過ぎるんじゃないかなという思いがするんです。そういったことも含めて、答弁しにくければ一度時間を挟んでもらっても結構ですので、少しどういった内容の報告で、どういった対応がなされたのかだけは報告を頂きたいかなと思えますが。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時29分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○9番（久田 高志議員）

休憩も挟んでしまいました。申し訳ございません。

適切な対応を今後要請したいと思っておりますので、今後の対応に対して課長のほうから、しっかりとした厳格な対応をしていただける旨の答弁いただければよろしいかと思えます。

○町長（森田 弘光君）

今、総務課長からお話ありましたように、しっかりとそういったことを確認し、またそれに対応、それに見合うといえますか、その処分の指針にのっとり、また対応をさせていただきたいというふうに思います。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、また指定管理者制度も視野に入れながら、しっかりと進めていただきたいと思います。次の建設業者級別格付けの見直し基準について、質問を続けてまいりたいと思います。

おそらくというか、今年度4月1日付で各級の格付審査の見直しがあったかと思えます。この見直し基準、1回目の答弁いただきましたけれども、天城町の経営とその工事評点等を加味して見直したというところだろうかと思えます。これ、別に見直しでランクを上げたとかどうこう言うつもりではないんです。公平性が担保されているか、そういった確認をしたいという思いでの質問でございます。

まず、その工事評点こういった採点の方法、私は以前、資料請求をして採点なりを確認したことがございます。こういったものをどういった基準で、どういった形で評点、採点されているのか、もう一度答弁いただければと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

町の経営評点です。その指名入札資格審査の願いが出ますと、その中で経営、従業員数ですとか、そういうのを全て点数化する表があるんですが、そこに1業者ずつ当てはめて、経営評点という点数をはじき出します。

次に、工事成績については、過去2年間の工事の、役場が発注した工事全てに点

数をつけまして、それを少し難しいんですが、点数を引き出す表に当てはめまして、あなたは二百何点です。あなたは百何十点ですという、通常70点から八十何点ぐらいまでの1つの工事ではあるんですけども、それを2年間であげた工事の成績をその表に入れますと、その工事成績の点数が出ます。

その工事成績、地域貢献度とか施工体制、福利厚生、経営状況、その辺と県が発表しています県の評点、県の点数を足した合計を基準として、その土木のランクを決めているところです。

○9番（久田 高志議員）

これ、県の評点指標がございます。もちろん、完成工事高、あとはそのボランティア活動、障がい者雇用、新規学卒者等雇用とか、災害支援消防団員の雇用とか、こういったものが、もちろん福利厚生もそうですね、加点方式でされております。

そういった流れで、この工事の評点については、以前、見たときに、何かこれは私の気のせいかもしれないです。私的な、要はこの島は狭いですので、知り合い、友達、なんだかんだがいたり、好き嫌いがあったり、そういったものが加味されているような気がしたわけです。気がしただけですよ。そういったところの公平性がしっかりと担保されているかということなんですが、例えば、要は部外者、外部の方、そういった方々を入れて評点をするとか、やはり完成高がやっぱり一番重要だと思うんです。どれだけ丁寧な仕事で、どれだけきれいに完成しているかなんです。

結局、スタートとゴールがあったとしたら、要はゴールがちゃんと守れば問題ないわけだと思うんです。この評点の付け方が加点方式なのか、減点方式なのか、そこも少し聞いてみたいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

以前の議会でも少しだけお話ししたと思いますが、町の工事成績のつけ方ですが、県のやり方をそっくりそのまま真似をして、一応は、その表とかそういうのを付けております。

基本的に、点数をつける人は、その各課の工事を発注したときの担当者、いわゆる町側の監督員と町側の総括監督員という方がおりますので、その2名で、最後検査員、検査員は同じ課の上司がしたり、建築、土木であればほかの課が発注した分については、建設課がしたり、その課でもしたりするんですが、その三者で点数をつけまして、その項目ごとに平均、普通にできているなという場合は、いわゆるプラマイゼロです。

例えば施工管理とか、工程管理とか、出来栄え、その辺が通常よりよくできていると思えば加点します。プラス加点です。逆に、そこが工程の管理が不十分だった

とか、あとは出来形、出来栄えが、いまいちこうでしたという場合は、マイナス点になります。ですので、必ずしもプラスだけではなくて、マイナスもあると。

そのプラマイがいわゆる基準を超えなければ、普通は合格はなかなか出せないんですが、そこは手直しによって、また合格になったりするというところで、今、議員がおっしゃられるように、この点数をつける監督員、総括、検査員、どういう基準でどういうふうに、その点数をつける側のレベルというんですか、そういうものが役場で、今、工事については全部つけてもらっているんですが、そういう県で言えば、例えば土木部の管理課辺りのほうで点数のつけ方の勉強会をしたり、また検査員もそういうところから来ますので、ほぼほぼそういう恣意的なものが入らないフラットな形で、県のほうは点数がつくと思うんですが、天城町役場の場合、まだこれ始まった3年ぐらい経つんですが、まだその点のつけ方については、個々の監督員、あるいは総括監督員、検査員にある程度の上下があるというふうには感じております。

その辺もこの基準で点をつけてくださいという表があって、そういう勉強会もやりましょうと言って、まだ私のほうでやっていないんですが、これも大分この3年ぐらいで、その工事によっての差が出てきているのが分かっておりますので、そういう勉強会も進めていかなければいけないなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

課長さんの答弁どおりだと思います。要はそこにばらつきがある中で、そこに評点の正確性がない、その中でそれを加味してランクが動かされていくと、この業者の皆さんに関しては死活問題なんです。だからそこをしっかりと整えないといかんですよと、要は今言うと、まだ正確じゃないもので加点をしているわけですよ。それじゃよろしくないですよと。

要はさっきも言ったように、この島はやっぱり狭いし、その人のつながりがあつたりすると、そういった細かいことから、それこそ接待やら贈収賄とかそういったものにつながりかねんよと、そういった権力を持たすのであれば、もっときれいな形でしないといけないんじゃないかと。

結局、県の評価と町の側と何点持っているかは定かではないんですが、県の評価でいくと、土木関係かなりAクラスが増えておりました。県の基準でいくと◎クラス、県の◎までがAかなと思っていたら、Bに◎が1社だけ残されているわけです。そして、BはCクラス、◎までがと思ったら、このCランクに◎が2社ほど残されております。

もちろん建築においてもそうですね。◎までかなと思うと、Bのほうに県の点数が上の◎の方が3社、そしてちょっと下にいる方が1社、これがBに残っているわ

けです。こういったその違いが少し分かりにくい。

それと、土木で言うところのBクラス、要は1千万円以上、3千万円未満という以上がうたわれているんです。Aクラスが2千万円以上、Bクラスが5千万円未満となっているんですが、ここは少なくともそのCクラス、Dクラス、建築においてはCまでですね、このCクラスがやはり参入しやすいような、その小さいところが成長できるような形をするためには、このBクラスにも、例えば1千500万円なり1千万円以上というある一定の区切りをつけたほうがいいんじゃないかなと。

そして、やはり町の点数もこのランクを上げるときにはちゃんと公表すべきだし、もちろん、今はやはりそれが精度が低いというのであれば、参考程度にして、やっぱり県の基準でいきながら、もう少し正確な数字をつかまえてから町の評価を加味していくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

ご指摘の部分も一理あると思いますし、今全体で点数を弾き出したうちの、町が今この格付に採用された工事成績の部分というのが、今、平均で20%程度がその工事成績、残りが経営評点と県の点が8割ぐらいで構成されているような感じだと思います。とはいえ、その2割が不安定なまま今回の判定をして、前回もですが、今回もそういう判定をしたことについては、少し反省するべきところもあるかなとは思っております。

この辺も役場全体で工事管理、または工事点のつけ方、その辺の成熟が必要かなと思っております。

また、今、土木のBランクの1千万円から3千万円というその範囲ですが、何年前か久田議員辺りからそういう質問があって、この各指名できる金額の変動をさせてきた経緯があります。

また、今の時代、同じ工事でも10年前2千万円で発注できたのが3千万円を超えたりそういう時代になってきておりますので、この辺のBランクの工事の幅、またAの工事の引上げとか、その辺については、今年当たりから検討して、次のまた2年後の見直しの際には、その工事の幅というんですかね、そういうのも見直しをしていく時期に来ているとは考えます。

○9番（久田 高志議員）

課長、そうしたらこれはもう2年間そのまま放置するということですか。これ業者にしたらたまらない話じゃないですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

格付については、途中で変更もできるというのはあるんですが、格付について変

更するのは2年間厳しいかなと思っています。金額の幅は、Aが1千500万円以上とか、Bが1千万円から3千万円、Cが1千500万円未満、Dが1千万円未満、こういう範囲については、2年を待たずとも協議をして、どうしても今後発注する工事がこれだけ単価高騰、また資材高騰、労務費高騰で以前の1.5倍程度になってきている世の中で、じゃあこれが今妥当なのかというのは、この議会終わってからすぐにでも検討協議に入らせていただければと思います。

○9番（久田 高志議員）

その辺はしっかりと対応していただいて、どの角度から誰が見ても納得できるような格付、そういったものにしっかりと努めていただきたい。そしてその点数づけについては本当にこれ注意しておかんといろんなうわさも立つわけですよ。どこどこ行ってビール券をもらっているんじゃないとか、そういう話まで聞こえてきます。そういうことを言われないように、やはり建設課はかなり人の命・生活を預かっているぐらいの覚悟で公平な判断をしていただきたいと要請しておきます。

それでは、次の入札の手順について、1回目答弁いただきました。まさしくそのとおりだと思っておりますが、こういった推薦委員会というのは、大体、定期的開催されるものなんか、例えば、月一どここのみんな持ってきなさいなのか、思いついたかのように準備できたから指名推薦委員会を開いてくださいという形で来るのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

以前、平岡議員のほうからも指摘がありまして、町全体の発注計画を立てたらどうかということで、埜副町長の下、事業の執行計画等の会議もいたしました。

各課、今年度はこの程度の工事があって、この時期に発注しようという計画は皆さんで出し合いました。

いざ発注になりますと、いわゆる各担当が執行伺い、設計書を打ち上げて、県の審査があるものは県の審査を受けます。そうでないものはそのまま執行伺い、いわゆる町長までこの工事、この業務、この委託を執行していいかという伺いを回して決裁をもらったものから順番に、急ぐものは決裁後至急、またそこまで急がないものはその次の課長会の後とか、いわゆる設計書が仕上がったものから順番に指名委員会を開いていただいております。

○9番（久田 高志議員）

そういった流れで、急ごしらせをしたりとか、そういったのがあったような、そういうのもかなり気になるところがあるわけです。その辺はよしとしても、以前、指摘をした令和5年度の自然と伝統文化体験館、R5の1工区、これのときの予定価格ってお幾らでした。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

予定価格は税抜きで1千909万円です。

○9番（久田 高志議員）

そこなんですよ、私が危惧しているところはですね。指名業者推薦委員会設置規程のほうをいただいております。これの中で、この指名推薦書、これは各課の課長さんが業者を選定して推薦をしてくるものだと思います。このときに誰一人迷わずAクラスの業者を指名されたということですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

今お話したのは、指名通知には税抜きで通知をいたします。その指名推薦委員会には、いわゆる設計額が記入されて、皆さんで指名委員会です。これ税を入れますと2千100万円になりますので、いわゆるA業者でも十分、今その範囲内には入るわけなんです、議員が言われたように、その2千万円前後のものはBに普通は出すだろうという話でありました。

その辺も考えたんですが、この場合、いわゆるその1階の2千m²ぐらいの躯体工事が上に乗っかってくるということと、また少し工期的に早く仕上げしてほしい工事でしたので、やはり従業員を多く抱えている業者のほうがいいだろうということで、指名委員会のほうに私のほうから推薦をさせていただいております。

○9番（久田 高志議員）

課長もですが、この指名推薦書は、各課の課長が過去の合議的結論ではなく、あくまでも自主的判断と的確な資料に基づき推薦書を提出していただいているわけなんです。それが全員同じ答えで出てくるわけですかと。もうどこかで合議的な答えが出ているんじゃないのかということなんです。

○副町長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

指名推薦委員会につきましては、私を含めて12名が委員となっております。先ほどから建設課長がお答えしていますように、その事業の担当課のほうで工事執行伺いの決裁が取れましたら、指名推薦委員会を開きたいという旨の申出があります。それに基づいて指名推薦委員会を私のほうで招集するという形になっております。

指名推薦委員会の中では、その事業の概要、設計額、また具体的なところ委員からの質問に担当課長のほうは答えながら、このような業者で指名推薦をしたいということで、指名推薦委員の中で協議を行います。これについては過半数を得た業者を選定し、また入札担当者から決裁をもらうわけですが、入札担当者イコール町長

でございます。

ですので、全てが丸というわけではありません。委員それぞれ担当課長の説明を聞いた上で、自主的に総合的に判断しながらということになっております。

○9番（久田 高志議員）

申し訳ないです。要は、各課長が指名推薦書に推薦する企業を並べて、そして会が開かれて、その中で丸で選んでいくということがルールのはずなんです。今の話をすると、例えば課長がこの何業者かを推薦します。それで異議なしであればそこに丸をつけますという形になっているわけで、結局、合議がなされるわけです。

だから私が申し上げたいのは、このときに一人の課長もそのBクラスとかそういったところに配慮をしようという方がいなかったのかなというところなんです。そして、その中で委員会でもんで、決定したんであれば問題ないですよ。あなた方がしているのは合議をして、そこにもう決まったことを決めているということなんです。

だからそういったところはちゃんと改善していかないと、こういったものも、大きな問題に後々つながりかねないと思っていますので、その辺はしっかりと改めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

指名推薦委員会の中では、先ほども申しましたとおり各委員それぞれ判断をしっかりとしておと思っています。また疑問に感じたりするところについては、率直にその場で質問をし、みんなで協議をしているところであります。

○建設課長（宮山 浩君）

今、副町長の答弁のとおりであります。今、議員のおっしゃられるような、なかなかそういうパターンでは今まではないので、この執行する課のほうからこの業者の中から指名をしたい。丸、バツをつけていただきたいということで、その委員会は進んでいるわけです。

そこで、もし複数人、あるいは半数ぐらいの方から、例えばここはもうAではなくて、もう一回再考してBの方のほうがいいんじゃないかという意見等があれば、またその委員会も、もう一回委員長のほうにお願いして、もう一回やり直すということもあるかと思いますが、今まではそういうパターンではなかったんですが、またその辺は、また副町長の言うように、今後検討させていただきたいと思います。

○9番（久田 高志議員）

正直あまり煮え切らないような答弁だと思っておりますが、ぜひ、その誤解を生まれないようにしっかりと対応させていただきたいということを要請しておきます。電子入札の開始に関しては非常に素晴らしいことだと思っておりますので、そうい

ったこともどんどん進めていただきたいと思います。

それでは、次の指名停止措置、措置要項に該当した場合ということで、要綱を確認をさせていただきました。というのは、この5月1日から1ヶ月間指名停止を受けている業者がいらっしゃるわけです。その理由が、別表1-3、別表1-3は契約違反となっているわけです。おそらく、まあまあもちろんもう皆さんご理解していると思いますけれども、もともとのあったものは無しにしたわけですよ、無しに。そして新たな合意のもとに企業と役場と合意のもとで契約をし直したわけですよ。どの規約に違反したのか、非常に悩ましいところなんですけど、どういった理由なんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

この件につきましては、前の議会のほうでもそういう今回の減額契約、いわゆる3割程度の減額契約をした経緯につきまして、それなりのペナルティをという話を3月の議会でもさせていただいたと思います。また、そういうペナルティを課すべきだという意見もいただいたところがございます。それを受けて、4月に県の土木部の管理課のほうの担当の方といろいろ語って指導をいただいたところですが、県の管理課のほうもさすがに変更契約をした以上、契約違反ではないよなという話ではありました。

しかしながら、今回のこの工事を当初約束した工期を守れずに3割も減額をして変更契約をしました。役場のほうも了承してしました。さらには4月1日に皆さんにお願いをして補正を組んで、残りをまた契約したという運びになりました。

いわゆる契約書違反ではございませんが、当初から約束をずっとしてきて、必ずこの繰越事業ですので、必ずこの工期を守ってくださいという、ずっと約束してきたことについて、いわゆる契約違反相当約束違反という判断のもと、この別表の契約違反相当に当たるという判断の下、このように指名委員の皆さんで協議をして、町長のほうに決裁をいただいて指名停止を通知したところがございます。

○9番（久田 高志議員）

それもやっぱりおかしいですよ。契約には何の違反もないわけです。100%工事は完成したわけです。それを契約違反だというのであれば、もっとほかの問題が起きてくるわけです。

そして、この業者にこういう泥を投げつけることもどうかと思いながら、執行部の皆さん方の責任の所在というのはどこにあるんでしょうか。これね、簡単に言いますが、町民側からすると令和4年度の予算を流したわけですよ、使えるべき予算を。それかそれを使っていたら令和6年度に使えるべき予算をここに振り分けたわけですよ。そして減契約したらもう業者じゃないですよ、執行部側じゃないです

か。それをもうよしとして苦肉の策でやったのは構わないですよ。そこは議会も認めました。

ただ、その責任の所在を業者だけになすりつけるのは、ちょっとどうかなあと思うわけです。もちろん指名した責任もあるでしょうよ。そして、その契約を見直すためには皆さん方はやはりその町民側に向けた処分は必要だと思いますよ。

要は役所側が今強すぎるんですよ。業者だってお互いに納得して話し合いをして、よし100%にしようねって、これで終わったことにしようねってしたものを、こういう処分というのは私はちょっとおかしいと思っておりますし、皆さん方の処分はどうなっているんですかとお尋ねをしたいところです。

○副町長（袴 清次郎君）

処分等については、先ほど建設課長がお答えしたとおりでございます。この件についても県の管理課のほうに私、そしてまた後日、建設課長が出向きながら過去の事例、事案などを確認しながら今回の処分内容となったものであります。

1ヶ月ということでもございました。現在は解除されておりますが、今、ご指摘のように、私たち執行部側はいかがなものかというものでございました。これについても、今、公共工事の在り方といいますか、受注される請負業者のほうもかなり厳しい状況であることは認識しております。資材や様々なものの高騰、そして専門職等の確保に苦慮しているということで、今年度から各部署の公共工事についてもしっかりと町内の業者が受け入れられるような発注体制ができないかと、今考えているところでもあります。

ご指摘の執行部側の件については、またしっかりと考えさせていただきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、しっかりとお考えさせていただきたいと思っております。4千万円、一言言いますけど住宅の一つぐらい上手にすれば建設できるお金を、令和4年度に使えるべきお金を流したわけです、溶かしたわけですよ。もしそれがうまく使えていたら令和6年度その予算で、今当てている予算でほかの事業ができたということなんです。それを減契約して打ち切りとかしたのは業者じゃないですよ、皆さん側ですからね。

そして、そこで実際に直接的な利害は被らなくても町民側が損をしたという、受け入れる利益を受けられなかったという事実がありますので、その辺は精査をしてしっかりとした対応をとっていただきたいと思います、要請でいいですか、誰か答弁できる方がいらっしゃれば最後に答弁いただきたいと思います、町長いかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

今回の事案につきましては、いろいろな要因があったかと思っております。そう

いったことに対して業者に対してはペナルティをあげたわけでありますけども、我々、私たちの執行部側についてどのような責任があるかということについて、発注が遅れたことがこのような形になったとかいうことがあるかと思っております。

今、私自身の中では、議員のおっしゃるような形での特に何らかの形で処分ということではなくて、やはりこれからの公共工事、また仕事の発注の中で、どうあるべきかということをもみんなで自戒し、これから改めていくという姿勢が私の中では大事ではないかなと思っております。

副町長からお話がありました。いろんな処分を実施し、そういったものに照らし合わせながらまた該当することがあれば、またそこについてはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

今回の件については繰り返しになりますけれども、このような事案が生じないように、私たち工事を発注する執行部側としては、しっかりと自戒の念を持って対応するというところで、考えて今いるところであります。

○9番（久田 高志議員）

平たく言えば処分はないというような感じで聞こえてくるんですが、やはりそれではよくないと思いますので、しっかりと対応していただきたいと。そして業者だけに押しつけるんじゃなくて、皆さん方もしっかりと考えないといけないというところですよ。

それでは次に移ります。あまぎ自然と伝統文化体験館の進捗状況ですね。

ここも非常に前回も質問しておりますが、非常に危なっかしい状況でございます。2工区と屋根工事で発注されて、この議会にも上程されております。今現在の1工区の工期、7月のいつでしたっけ、その辺までだったと思っておりますが、2工区の工期がいつからいつまでなのか、屋根工事がいつからいつまでなのかお尋ねします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今の1工区の工期が7月の16日までとなっております、明日、明後日で生コンの打設を行います。その後、強度が出ましたら型枠脱却とサポートを外していきたいと考えております。

その2工区につきましては、1工区が終了する前から墨出し等から入っていければと考えております。量的に1工区の半分以下の型枠とコンクリート量になりますので、十分間に合うかなとは思っておるんですが、2階の躯体の工期が6月、明日議決をいただければ6月の7日から11月の29日、約6ヶ月です。

屋根工事の工期が同じく明日の6月7日から令和7年度の1月31日、現段階で

は仮契約の段階でこういう形になっております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。これの工期の設定というのは、要は前回の金額から見ても大体金額から工期を比較していくと、非常に工期の取り方が疑問になるんですが、この工期設定はどなたが決定されるんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

工期につきましては、以前は県の建築課が出しておりました。面積と構造、木造、鉄骨、RC造、そういうのと面積、縦軸、横軸にあつてこういうグラフがあつて工期を昔は決めていたんですが、今それが実際はなじまないということで、それを参考にしながら標準的にはRCの1階建てであれば5ヶ月程度、2階建てであれば8ヶ月から9ヶ月というふうな、面積にもよるんですが、そういう考え方を建設課のほうではしております。

○9番（久田 高志議員）

課長、この工期の設定は誰がされたんですかという質問なんです。

○建設課長（宮山 浩君）

これは建設課のほうで設定しております。

○9番（久田 高志議員）

大丈夫ですかね、自信ありますか。これちょっとほかのそういったコンサルなり設計屋さんなりもちやんと一度ぐらい相談したほうがよろしいかと思うんですが、そういったことは検討されないでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

工期につきましては、今言われるように島内のほかの大きな現場もあります。

1工区の例にたがわず鉄筋工、型枠工が厳しいとは聞いております。

そうは言いましても、いわゆるこれも5年度繰越しの予算ですので、設定は1月31日にしております。これを極力守っていただいて年度内には必ず役場としては引取りをしたい。その旨を伝えて入札には参加していただいております。

上の屋根につきましては、トラス構造の鉄骨ですので、製作に3ヶ月から4ヶ月程度かかると聞いておりますので、トラス構造は間に合うと、屋根工事は間に合うと思うんですが、今言われるように2工区の鉄筋と型枠6ヶ月で大丈夫なのかという話はあると思いますが、そこは業者のほうにまた鋭意努力していただきたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩全に引き続き会議を開きます。

禰副町長。

○副町長（禰 清次郎君）

先ほどの建設課長の工期設定について、補足をさせていただきます。

まず、工事を発注する際に閲覧期間を設けます。この閲覧設計の段階で、工期、何日間ぐらい必要だということを示しております。

そのように、工期、また設計書等をしっかりと把握した上で入札に臨むわけですが、落札者が決定後に、請負業者と発注者のほうで、再度、工期について可能かどうかということを確認した上で、落札決定から7日以内に受ける契約を締結することとなっております。適正な、工期には基準がございますが、適正な工期設定に努めてまいりたいと考えております。

先ほど、私の説明で足りなかったところではありますが、この前の質問の、指名停止の質問のところでもあります。県の管理課のほうに伺って、過去の事例等について伺ってきたところではありますが、最終的な処分については、県が指示、判断するものではございません。いろんなことを勘案した上で、あくまでも自治体のほうで決定するというものでございます。

また、ここ最近、資材の高騰であるとか、担い手の確保、困難ということで、建設業協会はかなり厳しい状況にございますが、建設業法の一部改正も今後行われることとなっております。

担い手の確保、そして資材高騰への労務費へのしわ寄せの防止など、今、課題となっているところが、この改正によって建設業協会がスムーズに公共工事に携わっていけることを願っておりますし、行政としてもしっかりと公共工事を発注し、住民にご迷惑といたしますか、そういったことがないような発注体制を整えていきたいと考えております。

○9番（久田 高志議員）

休憩前に引き続き質問を続けてまいります。そういった形で、適切な工期で発注されることを望むわけですが、先ほどの答弁で、この2工区の工期、6月7日、1工区は今からコンクリートを打つわけですよ。墨出し程度という話なんです。枠をばらさないと墨も出せないと思うんですが。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

1工区は、1階柱、壁、あと2階のスラブまで打ちます。スラブは下から枠を組んでサポートしていますし、スラブの上で2階の上の柱の墨出しとか、その辺がどンドン入っていけるということでございます。

○9番（久田 高志議員）

先ほど副町長からも答弁ありましたけれども、この、1工区ときに、仮枠鉄筋工の方が確保は難しいということで、まあいろいろと起きたわけなんですけど、この2工区の方は、どこか、何かそうやって出てくるわけですか。鉄筋工とか、探していない方々というのが出てくるわけですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

まだ、その2工区の方とは、うちの担当は協議をしておりますが、私のほうはまだ協議はしておりません。来週また、2工区と電気工事と屋根工事の3業者が集まりまして、第1回の工程会議なるものが始まるわけです。

その中で詳しく聞いてみたいと思いますが、また、鉄筋工につきましては下請ですので、違う業者さんを探して来られるのではないかと、私のほうは推察しております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。見つければよろしいです。いないというから、そんな簡単に出てくるのかなという心配でした。

そして、これね、もう一つ、こうやって工期が入り組んできて、重なって、1・2屋根と、1工区・2工区・屋根と上がっていくわけです。これね、防災センターのときも発端も、こういう形からスタートなんですよ。足場とか、共通仮設電気とか、あといろんなもろもろの、使用した、どうちゃらこうちゃらとかそういった問題が起きてきたり、工期が、結局2工区と屋根の工期の要は、前座が被っているわけですよ。こういったところの住み分けをちゃんと、もう前回のことが起きないように、最初で、各社、もちろん設計も役場側も入って、しっかりと決め事、ルールを決めて、終わっての後に、そういったトラブルが起きないように体制を整えていただきたいということが一点でございます。

それと、まだ気になることがあるんですよ。これ、企画財政のほうも、いろいろくれるからもらってするから、こういうバタバタ状態になっているわけです。5年度補正じゃなくて、6年度当初だったら、十分に工期を持ってゆっくりできた作業だと思っております。

そういった中で、この補正を組んで、2工区と屋根工事を発注して、今、契約書から金額を見てみると、明許繰越が4億6千万円弱、そして、今回発注しているのが、3億8千万円近く。残り8千万円ぐらい予算が宙に浮いているんですが、これ

は外構とか舗装とか、そういう考えでよろしいわけですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今、5年度で補正予算も入れまして、工事費としては4億5千万円程度の予算でした。発注しまして、今、電気工事も先日発注しました。2千万円程度発注しております。今、執行残としては3千600万円程度です。工事費の執行残ですね。この執行残につきましても、今、1階の設備工事、あるいは一部外構等を含めて、この3千600万円につきましても、1階、2階の躯体が完了する前までには、工事を1階の設備辺りについて、発注を分けてしたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。でしたら、しっかりと話合いを持ちながら、トラブルが起きないように、工期をしっかりと守れるように、年度末にまたややこしいことを考えずに、しっかりといけるように対応していただきたいと要請をして、最後、間に合いましたね。

この体験館の運営計画。工期が1月、多少の延長ぐらいあるでしょうけれども、年度内に完成をすると、4月1日から運用を開始するわけです。そこに関しては、条例の制定、あとは予算の、もう10月ぐらいからですよ。要は、どのような形で人員を配置する、ランニングコストがどのぐらいかかる、そういったものをしっかりと予算立てをして準備をしておかないと、間に合わないんじゃないかということなんですよ。

そして、そこでランニングコストが見えてくると、それに関しては、今後、いろいろな闘牛なり何なり、コンサートなり、そういった設定の利用料、そういったものを設定しないといけないと思うわけです。こういったものの手順がどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

体験館完成後の運営計画ということではありますが、実際まだ、そういった部分の準備は進めていないのが現実であります。

ただ、今、我々のほうでは、9月をめどに、まず体験館の準備委員会なるものを設置して、そこには天城町の闘牛協会の関係者、そして天城町の観光に携わる関係者の皆様と一度会議をして、その辺りでいろいろと闘牛大会や観光闘牛、そういったものをどういうふうに持っていくかというのを、皆様のご意見を賜りたいなというふう考えております。

今年度、できましたら2回程度、そういったものを、会議を開かせていただいて、

令和7年度に、ある程度の具体的な形ができましたら、議会の皆様に前もって、条例の案とか、条例規則等をご説明できたらなというスケジュール感で思っております。

○9番（久田 高志議員）

ということは、また「うおっちょ」がなったような感じで、ズレ込んでいくということなんですか。4月1日から使うということじゃないんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

説明不足だったと思います。今年度は屋根工事まで完成します。令和7年度、今、企画のほうで概算要望しておりますが、令和7年度に内装と外構をする予定でありまして、建物としては7年度末、いわゆる令和8年の3月には建物として利用できるような形で、建設課としては考えております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。気長な長い建物になってしまいましたね。ほかに何かやるのが先にあったんじゃないかと思いたくなるわけです。であれば、まだ多少の時間的余裕はあるかなと。屋根までできたらすぐ運営かなと思っていましたので、農政課辺りだともう作物の準備をしないと間に合わないというような思いもございました。でしたら、もう結構です。また今度それは改めて質問をしますけれども、しっかりとそのランニングコスト、人件費、しつこいようですけど、稼げる施設だという、その全戸に配布したビラがありますので、その施設で別にそんなべらぼうに儲けなくてもいいと思いますよ。少なくともランニングコストぐらいは、その人件費ぐらいは、ちゃんと使用料から加味できるような形にしていかないと、町長、今、「うおっちょ」も頑張っているでしょうけれども、今、町長が一個一個手がけてきているものは、将来に負担を残していくものが非常に多いわけです。

例えば、防災センターとか給食センター、ああいうものは必要不可欠なものですので、結構だと思いますが、やはり最低限度つくる責任もあるわけですから、ランニングコストぐらいは、その負の遺産は残さないようにしていただきたいと。そういった設定をしていかないと、その細かい、「うおっちょ」にしたら年間2千万円ぐらいの赤字が永遠と続く、じゃあ、闘牛場を作った、延々と人件費や運営費が垂れ流されていく、とんでもないことが後、起きますので、その辺はしっかりと、考えていただきたいと思っております。町長、いかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

久田議員のご指摘のとおりだと思っております。やっぱりしっかりして作って、また、町民の方々、そしてまた地域の方々、島民の方々、そしてまた来島する方々にも喜ばれる、そういった施設、併せて、その中で稼げる施設、そういったものを

しっかりと、令和8年の4月までには、確立していきたいというふうに思っております。

今、直売所についても、農政課を中心として、もう既にテストケースというか、いろんな今、ことに取りかかろうとしておりますので、そういったものをじっくりと検証しながら、この施設が完成、そしてまた運営ができれば、というふうに思っております。

○9番（久田 高志議員）

はい、ここまで来てしまっていますので、絶対に負の遺産にならないように、そこは、頑張ってくださいと思います。

あと、その財政辺りもそうなんですけど、あの、要は年度末とか年末になってくると、そのいろんな予算、奄振にしろ何にしろ、あっちで浮いたこっちで浮いたがポロポロ出てくるんですけど、しっかりと考えて予算確保も、くれる何でももらおうと、こういう後ろかっちゃんみたいになってくるわけですよ。

その、予算を頂けるのはいいことなんですけど、その処理までちゃんとできるか、計算をしてから、そういったものにも手を挙げていただきたいと、要請をしながら、今回の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

明日は午前10時から開会します。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時37分